

建設経済委員会記録

日 時	令和2年 9月23日(水) 午後 1時01分 ~ 午後 2時55分 午後 3時05分 ~ 午後 4時56分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎平野 光一 ○後藤浩一郎 石井 昭一 上橋 泉 北村 和之 末永 康文 田中 晋 林 紗絵子 日暮 栄治
委員外出席者	鈴木 清丞 円谷 憲人 村越 誠
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 経済産業部長(染谷誠一) 理事兼商工振興課長(北村崇史) 農政課長(伊藤浩之) 公設市場長(有賀浩一) 公設市場副参事(野口 裕) 都市部長(染谷康則) 都市部理事(佐藤 靖) 都市部理事(酒井 勉) 次長兼宅地課長(沢 吉行) 住宅政策課長(藤田 真) 公園管理課長(伊藤公之) 市街地整備課長(佐藤賢治) 土木部長(星 雅之) 土木部理事(鈴木久雄) 道路総務課長(井出 茂) 道路保全課長(金井忠義) 道路サービス事務所長(田上秀典) 交通政策課長(坂齋 豊) 技術管理課長(伊藤良邦) その他関係職員

午後 1時 1分開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意をお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第28号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、コロナ感染症対策のほうから順次お願いいたします。まず、商店街街路灯の維持費用の支援です。この支援は、4月から12月までの電気料金が対象とのことですが、12月までと定めた根拠について、いかがお考えでしょうか。

○理事兼商工振興課長 商店街の街路灯への補助につきましては、例年から行っているものでございまして、1月から12月までの電気代についてその2分の1を補助するものでございます。今回補正予算で御提案させていただいたものにつきましては、令和元年度の1月から3月分、それから令和2年度分の4月から12月というよ

うな形になっております。以上です。

○林 12月までにしたという根拠について伺っております。よろしく申し上げます。

○理事兼商工振興課長 こちらにつきましては、実際にお支払いいただいた電気料金に関する精算ということになっておりますので、1月から12月分までについて実際にお支払いになった額確定の上で、1月に御申請いただいて、年度末までに補助金としてその2分の1を交付するというような制度になっているものでございます。以上です。

○委員長 ちょっと質問の趣旨と違うと思うんですけど、なぜ12月までで切ったのかという、それ以降はどうするんだということだと思っております。

○林 よろしいですか。そうすると、1月以降にもしもコロナの感染拡大が収まらなかった場合は、来年度の予算で措置されるということでしょうか。

○理事兼商工振興課長 委員御指摘のとおりでございます。以上です。

○林 商店会からは、電気料金費用以外にも支援の要望というのは出ていますか。

○理事兼商工振興課長 商店会連合会から御要望いただいたのは、今回は電気料金の補助率かさ上げということでございますが、ほかにも当初予算より商店街活性化補助金等、既存の補助金等がございますので、こういったものを有効活用していただきながら、コロナ対策等、商店街における課題解決の取組を進めていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○林 それでは、中小企業資金融資制度について伺います。今回の事業費5,334万円の内訳を知りたいんですけど、大きく考えてそのセーフティネット4号認定を受けた事業者が柏市中小企業資金融資制度で運転資金として融資を受けた場合の利子と信用保証料、それと小規模事業者経営改善資金の支払い利子と柏市中小企業資金融資制度で、挑戦資金として起業支援資金を利用した場合の信用保証料と大きく4つに分けられると思うんですけど、これがそれぞれ幾らになるのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 答弁申し上げます。まず、利子補給につきまして、市の制度融資分につきまして、積算上は約860万円を計上しております。また、マル経融資と申しまして、商工会議所、または商工会を經由して行います融資制度、こちらにつきまして約1,070万円計上しております。また、信用保証料の補助につきましては、4号運転資金ということで、セーフティネット4号認定を受けた事業所に対するものとして2,760万円を積算根拠としております。また、挑戦資金等につきましては、1,500万円となっております。以上です。

○経済産業部長 委員長、すみません。ちょっと1点訂正。今のマル経のほう約210万円で、合計で1,070万ということですよ。すみません。以上です。

○林 これは昨年度の決算書で、中小企業融資資金利子補給補助金2,490万円で、業務委託費が124万円となっております。なので、コロナの影響で新たにつくった制度ではなく、これまでの補助金の支援対象を拡大したという認識でよいのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 利子補給に関しましては、御指摘のとおりでございます。また、保証料補助につきましては、今回新たに創設したものといたします。以上です。

○林 これまでちょっとどのようなスキームで運営されてきたのかよく分からないんですけど、利子負担のところなんですけれど、1%が事業者負担で、上限3%までの残りの利子を本市の補助金として支出してきた。その分が2,490万円という理解でいいんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおりでございます。以上です。

○林 分かりました。昨年度の中小企業融資資金の預託金が13億3,000万円で、今年度の当初予算が12億円になっているんですけど、これについては増えないんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 これまでの実績を踏まえて、預託金については設定しているところですが、銀行との協定によりまして、預託金の7倍まで融資可能ということになっております。このため、現状におきましては現在の預託金12億円で十分足りるというふうに認識しております。また、不足等が生じた場合には、補正予算等をお願いすることを検討いたします。以上です。

○林 補正予算の資料のほうで、支払い利子に対する補助が12月までの支払い利子で3月頃に支払われるように書いてあるんですけど、貸付け自体は数年単位であるものじゃないかなと思うんです。補助の対象期間、12月以降の利子がどうなるのかとか、そういうところをちょっとお伺いしたいんですけど。

○理事兼商工振興課長 先ほどの街路灯のところでも答弁させていただきましたとおり、実績に応じて支給させていただくものでございます。来年度以降につきましても、来年度以降の予算で適切に対応してまいります。以上です。

○林 そうなりますと、コロナの感染拡大が収まらない場合は、今回のように支援対象を拡大したような形で次年度の当初予算に上がってくるということでしょうか。

○理事兼商工振興課長 その年の融資に応じてということになりますので、令和3年度につきましても引き続き融資等でその必要性がございましたら計上させていただきます。以上です。

○林 それでは、公共交通事業者感染症対策支援金について伺います。市内のバス事業者とかタクシー事業者の収入減少については、本市ではどのように把握しているんでしょうか、お示してください。

○交通政策課長 市内のバス事業者の現状等でございますが、具体的な収入金額については把握してございませんが、利用者の減少ということで、バス事業者でございますと前年度比で5月で6割減、タクシー事業者ですと前年比で4月に7割減ということで、かなり大きな打撃を受けているということで理解しております。以上でございます。

○林 5月、6月よりも、例えば8月とか、今月ぐらいだとちょっとお客さんが戻ってきているというような情報もありますか。

○交通政策課長 8月ですと、バス会社ですとおおむね2割から3割減ぐらい、前年と比較で2割から3割減、タクシーですとやはり3割減ぐらいという形で聞いて

おります。以上です。

○林 分かりました。

それでは、柏市チャレンジ支援補助金のほう伺います。事業費の積算根拠として、補助上限額50万円の方が何組、200万円の方が何組ということで予算を立てているんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 200万円のビジネスモデル創出事業について6件、50万円のチャレンジ事業につきまして36件で積算しております。以上です。

○林 資料では、事業規模、連携事業者数、内容等に応じて上限額が決まるというふうに区分されるって書いてあるんですけど、実際のところこの50万円のほうにするのか200万円にするのかというのは、どのように区分されるんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 基本的には御申請いただく事業者のほうで御選択いただく形になりますが、ビジネスモデル創出事業につきましては、現在のところ原則5社以上の連携により同業種、異業種の連携による新たなビジネスモデルを創出していただく、また事業の進捗状況及び結果を公開し、他の市内事業者が参考となるようなモデル事業ということで御提案いただければと考えております。チャレンジ事業につきましては、2社以上の連携により新しい生活様式に対応した商品サービスの開発、あるいは販路拡大等に取り組んでいただく場合に御申請いただければと考えております。以上です。

○林 分かりました。それでは、この市内中小企業のこういう支援の需要を聞いているからこそ、このような補助金を創設するものだと考えているんですけど、具体的に市内事業者からこういう構想があるとか、その具体的な例みたいのは伺っていますか。

○理事兼商工振興課長 幾つか御提案というか、御要望は承っております。特に飲食店が連携してデリバリーサービス、テイクアウトサービスを行った際の新たな支援、あるいは商店会連合会、あるいは商店街等における新たな事業、また商店街の会員以外とも連携した形での販路開拓事業、そういったものをお伺いしております。以上です。

○林 柏市チャレンジ支援補助金は、この2社以上の連携事業というのを対象にしているんですけど、コロナで影響を受けた事業者、多くが1社でも結構新しいサービスに取り組まざるを得ない状況になっているんじゃないかと思うんですね。そこに対する支援としては、何か特段何も出てきていないんですけど、これについてはどのようにお考えですか。

○理事兼商工振興課長 御指摘の中で、単独の事業者につきましては、先ほど答弁申し上げさせていただいた事業として、資金調達をより一層優位に進めるための保証料補助、あるいは利子補給というものの拡充ということで対応させていただきたいと考えております。以上です。

○林 柏駅前エスカレーターの修繕についてお聞きしたいんですけど、これは西口1か所、東口3か所ですかね。どのような修繕になるんですか。

○道路保全課長 まず、柏駅前のエスカレーターの位置ですけれども、まず東口スクランブル交差点側のエスカレーター上下及び西口のエスカレーター上下の計4基になります。そこで毎月定期点検を行ってございまして、エスカレーターの皆さんがふだん歩いている段差の、筋が入っている段差の階段のところと、最後吸い込まれていくところの機械の幅が非常にさび等によってちょっと幅が狭くなっているということが今回の5月に行った点検で確認がされまして、それを追加で、当初予算からでも持っていたんですけれども、新たに追加が必要に生じたため、今回補正予算で要求をさせていただきました。以上でございます。

○林 これによって利用できなくなる期間が増えたりとかしますか。

○道路保全課長 まず、修繕にかかる日数的なものに関しましては、今回2日間を考えてございます。また、昼間はやはりどうしても交通量、歩行者の利用する方が多いものですので、夜間の工事で対応することで実施していきたいと考えております。以上でございます。

○林 それでは、続きましてリフレッシュプラザ柏管理事業について伺います。債務負担行為の追加のところですね。プロポーザルの参加事業者、何団体になりましたか。

○公園管理課長 大変申し訳ございませんが、今後選定委員会で予定されておりますので、選定に関わる事項になるため、これに関してだけお答えできません。大変申し訳ございません。

○林 じゃ、まだプロポーザル終わっていないということなんですかね。

○公園管理課長 来月10月に候補者の選定委員会を開催する予定でございます。以上です。

○林 最近プロポーザルの案件に参加するのが1者ばかりのところが増えているんですけれど、これについて何か工夫などされていますか。

○公園管理課長 委員御指摘のとおり、これまで第1期が8者、第2期が、これ全部5年なんですけど、ごめんなさい。平成18年からの5年間で第1期として8者、平成23年からの5年で第2期としまして1者、平成28年から3期としまして5年間なんですけど、これに関しては3者でした。以上です。

○林 今回のリフレッシュプラザの話ではなくて、ほかの分野も含めてプロポーザルの参加事業者が少なくなっているという問題がこれまでも指摘されています。なので、今回のプロポーザルに参加する事業者が増えるための工夫というのをしているかなきゃいけないと思うんですけれど、そこに対して何か工夫していますかという質問です。

○公園管理課長 大変失礼しました。それで、これまでの少ない事業者さんからしか手が挙がらないということで、公園管理課として、いろんな会社さんのほうにヒアリングを行って、どういった施設がその会社にとって魅力的なものなのかとか、事前にいろいろ調査をしたという形で今回は候補選定に臨んでいます。以上です。

○末永 商工関係で、コロナについて経済支援で2億9,483万円があるわけなんですけど

も、これ先ほども議論になっていましたけど、もうちょっとこの議論はできなかつたものでしょうか。例えば商店街の街路灯って言っていますが、今は商店街の街路灯じゃなくて、商店街に来る人たちがコロナにかかっていないことを対策することが大切ですよね。そうしたら、何が必要かということが出てくると思うんですよ。例えば発熱があるんじゃないかとか、あるいはコロナにかかっていないかどうかの対応するための消毒液をどうするかとか、商店街がそういう努力をすることが、商店街のある意味じゃ生き残りになるというようなことだと思うんですよ。電気料を補填することも必要ではありますが、もうちょっと商店街が本当に活性化できるための議論はしたんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 商店会のほうともヒアリング等は重ねております。そういった中で、まず今年度の喫緊の課題として、商店会という組織の中で会費がなかなか集まってこないという中で、公共的役割を担う街路灯、この維持管理費用というものについて、まず補助率のかさ上げということで対応させていただきました。そのほかの来店者を増やすための工夫ですとか感染拡大の予防、防止につきましても、今年度の商店街活性化補助金、当初予算の中で措置させていただいております補助金を活用して、様々な形で各商店街で取り組んでいただいているところです。以上です。

○末永 いや、私も商店街分かっているんですよ。例えば南逆井の商店街、街灯についてはもう全部電気料が高いし、大きいから、もう必要ないと。商店街がもう3軒か4軒しかない。だから、やめたいと、負担かかるから。払えないんだという相談も受けています。ですから、商店街の電気料、電気というのは大きいんですよ。だから、電気料も賄い切れない、これはどこの商店街も同じですね。富勢の商店街もシャッター通りじゃないけど、ばたばた閉まって、いない。後継者もないという現状なわけですよ。ですから、その商店街の、今ぼつん、ぼつんとあるその商店街、必死になって暮らしを支えるためにやっとやっているわけですね。そういう人たちに、電気料で照明灯をいつまで補助させるんじゃないかと、もっと市が入って、今もう商店街の機能というのはなくなっていますよね。例えばコンビニと、それから中小のスーパーが主になっているわけですよ。ですから、こういう街路灯の状況ももうちょっと調べて変更するとか、コンパクトに変えていくとか、機能を充実させることが大事だと思うんですよ。そういうことをちゃんとやってほしいなと思うんですよ。ずっと大きな電気をこうこうとつけている店はない。そこに電気料を補助している、そんなの税金の無駄遣いですよ。垂れ流しです、そんなのは。だから、商店担当の職員がいるはずですから、本当に商店街の照明が必要なのかどうか、それは防犯灯で十分よければ、もうどんどん変える。変えて電気料も削減する。そして、かすかに残っているところについては要望を聞いてどうしたら一番いいのか、そういうことをすべきだと思うんですよ。ぜひそういうことをしてほしいんです、実態調査をして。いかがでしょうか。

○理事兼商工振興課長 まさに御指摘のとおりと考えておりまして、昨年から今年

にかけて引き続き46商店会、市内全商店会に対して担当職員がヒアリングを行っております。また、今年度につきましては委員御指摘のとおりで、やはり商店街が解散するということがありまして、その街路灯の維持管理についてどのような形で引き続き移管していくかということで、町内会等の協議ということで商工振興課が間に入って橋渡しをしているところでございます。また、街路灯の維持管理費用につきましても高額であるというような御要望をいただいておりますので、より経費が低廉化するようなことで、LED化、こういったものに対しても補助支援というものを行わせていただいております。いずれにつきましても、商店街につきましては地域の大切な生活インフラということを踏まえまして、また実際の商店会の皆様の御意見をお伺いしながら、中長期的な支援というものも同時に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○末永 次に、この柏市チャレンジ支援補助金とありますね。私先ほど聞いていて、分からんことはないんですけども、その団体が6つだとかなんとかって言っていましたね、幾つか。これは、もうちょっと今残っている飲食店、例えば西口だとかいろんなどところありますよね、東口だとか、あるいは駅前だとか。そういうものについては、もうちょっと道路管理者と相談をして、中で食事するよりも外で食べられるように道路を閉鎖して、歩行者天国的なことをして、片側だけを車が通れるようにして、そこで要所要所にして、その何店舗か持ち寄って飲食ができるという、そのために補助出しますよと。だから、具体的に自分のところの椅子とか机を出してやって、ほかに何かできるもの、屋根のテントとか、そういうもので積極的に補助しますから、やってくれませんか、という具体的な商店が本当にやる気になって、持続可能な状況になれるようなことを誘導すべきだと私は思うんですよ。そういうことじゃなく、集まって何かやれば金あげるよって、それじゃ、今もう商店の人は死活問題で、閉めようかどうしようかなって悩んでいるんですよ。それでたまに食べに行ったらって売れないから、品物の食材が悪いからまずい。そうすると行かなくなる、これはもう悪循環ですよ。だから、そうじゃなくて、このコロナの中で安心安全な環境をつくって、なおかつ食事ができたり、いろんな楽しみができるという、そういうものをするためにチャレンジだというようなことをすべきだと思いますよ。たった、この何か市内の個人事業者とかどこかと2者が集まって、新しい生活様式というのは、新しい生活様式に応じた販売の仕方、そのテイクアウトとかデリバリーって言っていますが、ごみが増えるだけなんですよ、これは。私は反対です、これは。デリバリーとかテイクアウトとかいろいろ言っていますがね。物すごくごみが増えて、みんなまちにぶん投げるんですよ。私も北柏で畑借りていますが、そこへみんな投げていっちゃう、公園で食ったやつを。だから、ごみが増えるだけだから、私は環境面も含めて、やっぱりこの柏に合ったやり方で何か模索して、どうしたらいいだろうかということをやっぱり研究し、そして担当者が入って事情を聞くということが大切じゃないでしょうかね。どこでもやっていますよね、外国なんて。中で食べさせないで、外でみんな食べさせるんだって。これは外国の

習慣だから、あるかもしれません。これは、東南アジア行けばほとんど外ですよ、テントの下で。雨降ったってそこで食事していますよ。だから、私はそれがいいか悪いかってあるでしょうけども、保健所だとか道路管理者だとか、いろんなことと協議をして、やっぱり露天商との関係あるから、難しいところあるかもしれないけど、そこら辺調整して、コロナが終息するまではそういう扱いでやりましょう、それ以外は駄目ですよというような時限措置的なことを私はやるべきだと思いますけど、そういう議論はしていないんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 ありがとうございます。まさに都市部、あるいは土木部と連携いたしまして、そういった取組を今進めているところでございます。国土交通省のほうにおきまして道路占有許可の緩和というものがあるのが現在行われておりまして、柏市の駅前の様々な飲食店等におきましてもその規制緩和を活用いたしまして、路上における飲食物の提供とか、そういったことについて現在実現に向けて取組を進めさせていただいているところでございます。市役所といたしましても先ほど申し上げましたとおり、関係部署と連携の上で規制の緩和ですとか、実際に事業取り組む際の支援、こういったものについて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○末永 ぜひ北村君は総務省から派遣されて、何でもできる人だって聞いているんで、柏に合ったことで、本当に思い切って拡大してできるようなことを思い切ってやってほしいんですよ。それについて部長が止めたり、駄目だって言う部長じゃないから、理解しました。やるんですから、それちゃんと、もうちょっと連携取って、きちんと柏の商店、飲食街ではそういうことできるよ、ただし夜11時までですよとか12時までですよとか、外の場合ね。時間があるけども、ぜひそういうことで、今柏流のやり方でやっているのをぜひやっていただきたい。そこにお金を補助すると、それは。だから、例えば東口のサンサン通りというのか、あの辺に道路閉鎖して、片方でもいいですよ、閉鎖して。そこに四、五店舗がテントを張って、そういう椅子持って、費用に係る分については補助しますよというふうにすればいいわけですよ。そういうものを、できることをぜひやっていただきたい。

交通施策も同じです。個人タクシーの運転手さんに5万円出したって、こんな何か簡単で、何も考えないで出しているだけでしょう。こんなことするんだったら、例えば旧玉姫殿というのか、あそこ今何ていう、あの前にタクシーの燃料入れているガスがありますね、センターが。あそこ柏駅の待ち合わせのところで、ほとんど今タクシーって動きませんよね。私は、朝駅頭行きますけど、1時間半、2時間立っていると1台乗るか乗らないかです。先ほど30%から60%だか何だか言っていましたけど、ほとんど乗っていません。北柏の松葉町へ来るバスなんかも、もう1台五、六人しか乗っていませんよ。ひどい状態です。乗らないんですよ。駅も利用しなくなっている。だから、タクシーについては5万円じゃなくて、そういう燃料補給するところや駅前で車が止まっている間に、一気に消毒できる、ありますよね。今家なんかは、殺菌というのは、上からスプリンクラーみたいにはばって液を出して

消毒するという、そういうものを設置して、車の中に入れて、いきなり車内を全部消毒するというのをしたほうが一番安全で、市民が見て柏市に走るタクシーは毎回消毒されているから大丈夫よというふうにすればいいわけでしょう。だから、そういうものを少し考えて補助してほしい。これ130万ですよ、個人タクシーだけでも。これ消毒液で消毒できるというふうにしちゃったら、130万円かかんないでしょう、こんなのは。だから、そういうことをしないと、5万円渡して、5万円で後ろとの間にシートを敷くだけって、だからサランラップでも貼れば100円もあればできるよね。そういうことをするんじゃないで、やっぱりウイルスというのは目に見えなくて、いつどこでというのが分からないわけだから、消毒ができるというような、そういう発想を、それいいかどうか分かんよ。私は分かんけど、そういう何か発想を少し交通機関にやってほしいんですよ。そうしなきゃ安心して乗りませんよね。タクシーでは危ないからって乗らないんですよ、それはみんな。何かと不安だから乗らないの。だから、そういうことないんだよって、消毒されているというようなことが誰もが分かるようなことをやってほしいと思うんですけども、いかがですかね、これ。そういうのは。

○交通政策課長　今回コロナ対策の支援金ということで個人タクシーは5万円という形で設定させていただいておりますが、やはり今委員のほうからお話があったとおり、消毒にかかるお金とか、あとはそのタクシーの運転席と客席を隔離するカーテンであるとか、そういったものの費用の一部として充てていただくという趣旨で今回5万円を設定させていただいております。委員おっしゃるとおり、コロナの感染が怖いということで、やはり公共交通機関を使うのを控えてしまうということがやはり一番よくないかなと思っておりますので、その辺は適切なコロナの感染対策をやっていますというところをやはり利用者の方に見せていくといえますか、分かっていたくような仕組みも、そういったこともタクシー事業者と連携しながら、どういうことができるか考えていきたいと思えます。

○末永　私は、啓発啓蒙の意味で、例えば松葉町から出ているバスがどこか途中で全員下ろして、恐れ入ります、下りてくださいって、そこでいきなり車内の消毒しますって、ぱっと消毒して、また乗り込むというようなことしたら、一気に私はこのバスは安全だってみんな自然的に啓発啓蒙されますよね。だから、そういう何かこのできるんだということをお願い。みんな不安なわけですよ。心配なわけですよ。だから、一時は窓を開けて走っていましたが、今日みたいに雨だったらみんな閉めていますよね。だから、消毒をきちっとするという、しているんだと、そしてバスなんか全部拭いていませんよね、消毒なんか車庫に入っては。やっているのは、ほとバスぐらいのもんですよ。ほとんどやっていないですよ。すぐ折り返して行っているんですよ、運転手代わったら。だから、そういうところで車内で消毒を、わっとスプリングラーみたいにしてできるのが、お客さん満杯乗せているときに、みんな下ろしてもう一回やってみんな乗るということをしたら一気に変わるでしょう、下りてくださいって言って。そういうことが大切、ただ座ってい

る人については、また同じような方がそこに座ってくださいと、下りたからってあなたが座れないわけじゃありませんというふうに、そういうふうにしりゃいいわけでしょう。だから、そういうちょっとやはり目に見えるような状況を知恵を絞ってやっていただきたいなと思うんです。そこで伺いますけど、このバスは、路線バスは何両ですか。2万円やって何台あるんですか。タクシーは何台あるんですか。個人タクシーは1台しかないからいいよね。2台も3台も持っている人はいないだろうから、法人タクシーは11事業所で1台2万円ずつ出すというんですから、全部で何台あるんでしょうか。

○交通政策課長 路線バスにつきましては、4社で合計181台でございます。タクシーにつきましては、法人タクシー11社と個人タクシーが26事業者おります。合計で429台でございます。以上です。

○末永 429台ということは、大体約1,000万円近い金がタクシーだけでかかっているということですよ。だから、これだけのお金があるんだったら、さっき言ったように一括して、市内何か所かに消毒するセンターみたいなのを作ってやればそれで済むことですよ。用品が要ったり、いろいろなことあるでしょうけど、やっぱりそういうことしているということで市内の安全対策が保たれているんだよという啓発啓蒙ですよ、これは。それは、物すごい効果を私は持つと思うんですよ。ですから、そういうことを発想しながら、どうしたらこの税金が有効に使われて、市民が徹底できるかということ、頭のいい市の職員なんだから、ただ何か5万か2万円ずつ振り込めばいいといっているんじゃないでしょう。タクシー事業者によっては、1台2万円もらったら何かやっているかチェックしたんでしょうか。チェックしているんでしょうか。報告書はもらうんですか。それはどうなんでしょうか。

○交通政策課長 この支援金につきましては、予算が成立した後になるかと思えますけれども、事業者のほうからこんなものに使いたいということで、交付申請みたいな形で上げていただきまして、それに対して交付決定をして、各事業者のほうに支援金のほうを振り込むような形を予定しております。以上です。

○末永 何言っているか分からないんだけどさ、もうちょっと、だから私が言うのはそんなの効果ないよって言いたいんです。だから、もうちょっとそういう本当にコロナ対策で安心安全なことをちゃんとした、それでも出るんですよ、感染者はそれでも。だけど、そういうことが大事じゃないかと思っているんです。だから、役所の皆さんはぜひそういう議論をしっかりとってほしいと思うんです。

最後になりますけど、柏駅のエスカレーターの修繕書いてありますけども、これは環境と社会基盤ということなんですけど、たなかの駅のエレベーターの部分についてはどのようにされているんでしょうか。これ載っていないんですけど、たなかの駅。

○道路保全課長 たなかの駅のエレベーターにつきましては、定期点検行って実施しております、特に支障がないということで、今回補正予算にはのっけておりま

せん。なお、前回いたずらというんですかね、途中ドアが蹴られてガラスが割れたという事例はございますけれども、それについては一応警察のほうにもやはり被害届を提出しておりますが、あと管理会社のほうからカメラの映像等を預かって見させてもらっているんですけども、ちょっと証拠がはっきり確定しないということで、現在今修理する段取りを取っているところでございます。以上でございます。

○末永 金井さん、そういうこと聞いていないんですよ。行ってみれば分かりますけど、ぎいぎい、ぎいぎい言うし、さびは生えているし、汚いし、へど吐いた跡も残って汚いし、何だか登っていったって汚いし、汚いんですよ。だから、どこで管理しているのかなと思って調べたら、柏市の道路保全課で、道路でやっているというので、これ言わなきゃいけないなと思っていたんですけど、ちゃんとやっぱりさびていたり、あるいはいろんな不備があったらやっぱり修理したり、ペンキ塗り直したりしないと、それはみんなそういうふうになるんですよ。だから、掃除はしているというけど、しているふうには見えませんよね。あの手すりから何から道路なんでしょう。汚いし、もう本当にどうもなんない状況があるから、やっぱりちゃんと点検して、さびがあったらさびを取るとか、ちゃんとしてほしいんですよ。毎日見ている人も分かんないんじゃないかな。修理だって、ああ大丈夫だろうって思っているんでしょう。それは、屋外にあるからどうしても、雨や風にさらされているから傷むのも早いよね。ここらでやっぱりちゃんと点検をしたり、きちんともしこういう形で予算上げるんだったら、上げて修理をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○道路保全課長 定期点検及び掃除につきましては、月1回実施してございますけれども、やはり今委員が言われたように、そういう状況というのを確認をして、もう少し頻度を増やすことができるかというのをちょっと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○末永 最後になりますけど、全般的にもうちょっと市の職員の皆さん、今日来ているのはみんな部課長クラスばかりだからあれでしょうけど、職員にやる気を持たせて、なおかつチェックさせて知恵を出す、そして話を聞くと分かるんですよ。現場にちゃんと見に行くと、現場の人の話聞いたら何が必要か、どうしたらいいかというのは聞けば分かることなんです。そんな難しいこと何でもないんですよ。だから、実態をきちっとつかんで、そして市民が本当に安心安全になれるようなその予算を使うということをぜひ指示していただきたいんですよ。部課長さんも自分が精いっぱいだから大変かもしれないけど、昔の部課長というのは大体でんと座っていて、何もしないで、いいよ、いいよと言うだけだったけど、今そうはいきませんよね。課長が悪さするんだもんね。課長が隠ぺいしたり、偽造したりする場合がありますから、そこも見なきゃいけないかもしれないけど、やっぱりこれ土木部いるでしょう。いるから私言っているんですよ。だから、そこもちゃんとしなきゃいけないけど、やっぱりきちんと部下の若い人たちが、声を聞いて、その人たちがつかんでいた声をなるほどと、それを全体で議論して、積み重ねてやっぱり決めていくとい

う、そういうことを繰り返しやっていただきたいんですよ。全く最近できていない、そういうのが。聞いたって知らない。電話したって代わります。代わった人も分からない。最後に課長か誰かに聞くと分かる。これじゃ駄目だよ。だから、ぜひ誰聞いても分かるというような体制をしていただきたいと思うんですよ。そうしなきゃいけない。最近何か隠ぺい体質がはやってんのかね。そういう隠すことが上手になったのかどうか分からんけど、ぜひそういうことのないように、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○田中 先ほどのチャレンジのお話の続きなんですけども、今国交省が規制緩和をして、お店の前の道路を使えるようにして出しているところも、もう始まっているところもありますよね。先ほど答弁のほうで、土木部と協議中ってあったんですけども、具体的にどの辺まで進んでいるのかちょっと教えていただければと思います。

○理事兼商工振興課長 それぞれ市内事業者の中で、商店会等で御要望あるところにつきましては幾つかヒアリングをさせていただいております、具体的な使用許可に関する手続について、土木部とその事業者のほうで進めさせていただいているところです。以上です。

○田中 具体的に柏駅だとか、具体的な地域だとか、あるいは具体的な商店街だとか、そういった提案がどれぐらいあるのかちょっと教えていただければ。

○理事兼商工振興課長 現在のところお話をお伺いしているのは、柏駅周辺で東口1、西口1というふうに承知しております。以上です。

○田中 恐らく今3密を避けて、お店の中に入れる人も制限されていると思って、この国交省の規制が緩和されているということを知らない商店の方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。やはりお客さんを呼ぶ上で、やっぱり増やす上では、その使えるところをもっと増やすという方法はすごい有効的だと思うので、もうちょっとやっぱり啓蒙というか、知らしめていただきたいというふうに思うんですけども、その辺については。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおりだと考えておりますので、これまでも市内商店街等地域の事業者には周知させていただいてきたところがございますが、商工振興課だけではなくて、都市部、土木部とも連携しながらさらなる周知を図ってまいります。以上です。

○末永 最近はキッチンカーがはやっているんですよ。キッチンカー置くところないんですよ。公園課に聞きましたら、公園課は積極的にやりたいと。だけど、なかなかそれは達成できないんです。キッチンカーが物すごく発展しているのが鹿嶋市、これは鹿島アントラーズのあそこには全部キッチンカーあるんですよ、球場周りが。タイヤのついたトレーラーで。そういういろんな様々なキッチンカーも含めて、土木部と、それから道路管理者は土木部ですね。経済部と、あるいは環境部も含めて、あるいは水道部、水の関係もあるから。いろんな協議して、新たな柏の中で、にぎわいできて、にぎわいがいいかどうか分かりませんが、そういう3密を避けながら、もっと有効的に経済が発展していくような、そういう対策をどこか取りあえず

つくって、そこに集まっているいろんな話をぜひしていただきたいと思うんですね、そういういろんな業種の人が集まって。そういうことをすることによって、私は全体が変わってくると思うんですよ。だから、ぜひお願いしたいと思います。

○北村 今の柏市チャレンジ支援補助金ですが、ちょっといろいろ分からないところがあるんですけども、複数事業者の連携にというこの狙いと、あと今新しい生活様式、その新しい生活様式って具体的にいろいろ言われているけど、そこをどういうふうに考えているのかというのと、あと事業者だけじゃなくてやっぱり市民の生活様式がどういうふうに変わってきたかということから考えていく必要性もあって、ちょっとすみません、いろいろ言って申し訳ないですけども、事業者の売上げ減少がどういうふうに変化していて、どの期間までどういう減少幅だったり推測されたりということももちろん考えていらっしゃるとは思うんですけど、そういうことはやはり考える必要があるんじゃないかなと思いつつ、その中で何とか支援していこうということなんですけど、新商品、新サービスの開発ということですけど、どういうものが想定されているのかなと。飲食店のみならずなのかと。ちょっと今いろいろ申し上げて、ちょっと質問が分かりにくくなりましたけども、その複数事業者だったりの狙いとか、今回の事業の新サービス、新しい様式とか、その経済の利益の幅ですよ。ちょっとそこら辺について、すみません。お答えいただけますでしょうか。

○理事兼商工振興課長 まさに御指摘のような状況の中で、今回チャレンジ支援補助金という形で、あえて複数事業者の事業というものを対象にさせていただいたものでございますが、個人事業者の方等に聞き取りをする中で、1店舗だけですよやはり人的な面、それから経済的な面、こういったものがあって、コロナの感染拡大防止に対する対策が十分に取れないということもあると。ただ、隣同士、あるいはちょっと近所のほかの店舗と連携して協力していけば、こういったこともできるかもしれないというような御相談等もいただいておりますので、そこに対応する形で今回補助金を創設させていただきました。具体的な内容といたしましては、やはりサービスの開発ということで、お店に来ていただくためには新しい商品の開発ということで、具体的に飲食店ですとメニューですとか、そういったもの。それから、今回飲食店の中で特に御提案をいただいているのは、ほかのお店のメニューを例えば自分のお店のところでも提供するというような形で、例えば洋食のお店だけど和食も提供できるとか、そういったような形での連携をやってみたいんだと。その場合に、やはり売上げをしっかりと分けるためのシステムというようなものが必要となってまいりますので、そういったものの導入に関する経費の一部を負担するとか、そういったようなものが考えられます。また、一般的に言われているキャッシュレス決済、こういった取組もまだ個人事業主の方は進んでいない状況にありますので、こういったところの支援というようなものも使わせていただければと思っております。また、消費喚起ということで、委員御指摘のとおり、やはり店舗の方々の取組だけではなくて、お店に行きたいな、行ってみようかな、出かけてみ

ようかなというふうに思っていただけのような消費喚起の取組、こういったものも必要となってまいりますので、今回のチャレンジ支援補助金の中の柱の一つとしてはそういった消費喚起、こういったものにも御活用いただければと考えております。なお、実際に経済の状況で申し上げますと、市内の事業者につきましては、特に5月は飲食店の売上げがやはり外出自粛ということで大幅に落ちております。一方で、その回復につきましても6、7、8という形で、店舗によりまして、5割から6割、7割というところまで回復はしている事業者もございます。一方で、飲食店、あるいは小売店で小規模なところにつきましては、もともとの内部留保は少ないという部分がありますので、仮に7割、8割売上げが戻ったとしても、それでも十分に利益を出すことができず、事業の継続は困難というような状況の事業者のお話もお伺いしておりますので、そういったところも踏まえまして、引き続き事業者支援というものを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○北村 飲食店に限らずだけでも、人的、経済的な面、防止対策取り得ないとかいうことで、複数事業者、ほかのメニューを取り上げたいというのもよく分かるんですけど、私でいうと社会保険労務士というものを開業させていただいて、そういう士業だったり、飲食店以外の取組も促していてもいいのかなど。具体的な、ちょっとどういう例かというのは分からないんですけども。あと柏市としての、よく言われているシティープロモーション的な、どういうことをやっていくのかということと、さらにそれがちょっと飲食なのかというのは分からないんですけど、私もちょっと地元とか、いろいろとやっぱり飲食、飲食ってなっていて、ウーバーイーツ的な出前館とか、そういうことだけじゃなくて、柏駅中心じゃなくて、ほかの事業との連携も何か必要あるのかなというふうに思っております。その経済的支援という、今回の支援金というのは今の経済状況が来年以降も続いていくのであれば、同じように補助というのは考えているものなのか、一回だけというか、ちょっと今年のみ1回というのを考えているのか、お示しいただけますでしょうか。

○理事兼商工振興課長 まさに委員御指摘のとおりで、今回の新型コロナ感染拡大に関する経済の状況というものは前例がないということでございますので、様々な事業というものを検討させていただいて、事業者の皆様の声を聞きながら、そのときに応じた支援というものを検討させていただいているところです。また、今後も新型コロナウイルスの感染拡大の影響というものが中長期化する中で、そのときに応じて必要な支援というものをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○北村 よろしく申し上げます。今回本会議で、いろんな私は警戒レベルの段階とか基準とかというのを定めるべきだと申し上げたんですけども、飲食店は別にコロナじゃなくても厳しい状態の方もいただろうし、コロナということが起こってさらに大変な状況、それが本当にコロナの影響なのかどうなのかというのはちょっとどういうふうに見極めるかという手順も含めてやはり大変だと思うので、そういうところを見極めながらも、やはり柏市のそういう事業者が困っていることがあればコ

ロナが落ち着きかけても事業者への支援というのはあらゆる形で考えていくべきだと思うので、どうぞよろしくお願いたします。以上、意見です。

○委員長 ほかにございませんか。

ここで副委員長と交代いたします。

○平野 私から2点だけお聞きいたします。まず、この中小企業支援融資事業の増なんです、利子補給というのはイメージが湧きやすいんですけども、この今回新たに信用保証料もということなんです、それがどういう仕組みになっていて、その借りた中小企業にとってどれだけの負担になるのか、それが軽減されるということがどういう程度の支援になるのかというのを、ちょっと制度の中身からお聞きしたいと思います。

○理事兼商工振興課長 今御指摘いただいた保証料の補助ということでございますが、一般的に柏市の制度融資をお使いいただく際には、事業者の皆様が市内の金融機関から融資を受けて事業資金をしっかりと確保していくというものになっております。ただ、金融機関といたしましても、経営が厳しい中小企業に対する融資というものは、やはり担保の面からも償還の可能性の件からもちゅうちょする部分があるというようなところで、その中小企業の信用力を保証するために全国に信用保証協会というものが設けられております。こちらのほうで信用保証協会の保証が得られますと、仮に事業者の方の融資返済が滞った場合でも、信用保証協会のほうから立替えて金融機関に対して返済が行われるということになりますので、市内の金融機関のリスクは大幅に減少するということになっております。当然信用保証協会におきましても、そういったリスクをしょうという観点から、融資の金額の一定割合を保証料として事業者の方から徴収するという形になっております。今回この保証料につきまして市のほうで負担させていただくということになっております。特にセーフティネット4号認定を受けた事業者につきましては、国の支援策等によりまして保証料は0.8%となっておりますが、この0.8%部分について、市のほうで全額補助をさせていただくということをご希望の補正予算の中で御提案させていただいているところでございます。0.8%でございますので、仮に1,000万円融資を受けられた場合ということになりますと、0.8%なので、8万円ということになってまいりますが、そういった部分の支援を行わせていただいているところです。以上です。

○平野 これは、一括して返済できるわけじゃないので、その利息と同じように毎年この0.8%なりの負担というのは出るわけなんですか。

○理事兼商工振興課長 説明が不足しておりました、失礼いたしました。信用保証協会の保証料につきましては、融資の実行段階で一括して前にお支払いさせていただくという形になっております。なので、今年度の融資が実行された場合には、今年度全期間分の保証料ということで、金融機関を通して保証協会に事業者からお支払いするという形になっております。以上です。

○平野 分かりました。

次に、道路保全課のこの道路の敷地施設等管理事業増というのがあったわけなん

ですが、今また台風が近づいていますけれど、この間水害もありました。それから、道路の傷みや、あるいは交通安全施設の老朽化だとか、そういう点で市民のたくさんの日常生活の中での生活道路であるとか交通安全だとか、そういう予算がこのコロナで、国も自治体も今まで考えていなかった予算が必要になっているんですが、この身近な道路の改修だとか修繕、交通安全施策、そういう予算が今後確保できるんだろうかという懸念があるんですが、その辺いかがでしょうか。

○道路保全課長 今年度の事業予算につきましては、おおむね、当初予算要望に比べると若干削られた面はありますけれども、ほぼ必要なものについては確保されていると思っています。また、今後やはりこの前の台風、大雨の関係とかでやはり道路が傷んだりとか、排水を増やしたりとかということで若干事業費も膨らんでおりますので、また第4回の12月補正でも事業費のほうをちょっと今検討させていただいて、状況によっては増額の補正をちょっと取らせていただきたいというふうに考えてございます。また、来年度予算につきましては、今後ですけれども、財政当局にもやはり強く働きかけまして予算の確保に努めていく、また国の補助というものもやはり活用して、つけて、要望のほうを上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○平野 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——質疑がなければ、質疑を終結して議案第28号、当委員会所管分について採決いたします。

○委員長 本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第28号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第8号、工事の請負契約の締結についての一部変更について、議案第13号、市道路線の認定について、議案第14号、市道路線の廃止について、議案第15号、字の区域及び名称の変更についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、議案第8号から順次お願いいたします。まず、この工事の請負契約の締結についての一部変更についてなんですけれど、前回の委員会でもこの立体駐車場建設の工事請負契約の締結について検討するときに、下請業者の賃金につい

てというところを取り上げたので、ちょっとその続きみたいになってしまうんですけど、今回の建築工事について、下請は結局何次までになるのか把握していますか。

○公設市場副参事 今のところ二次まで出ております。以上です。

○林 前回の委員会で、この設計労務単価の変更で特例措置の対象となり、変更契約を締結した案件については調査を行うというような答弁がありました。今回のケースというのがこれに該当するのではないかと考えているんですけど、いかがですか。

○公設市場長 今回の工事案件につきましては、元請業者には工事完成後に特例措置に係る下請契約等の状況確認調査報告書を提出してもらう予定となっております。下請業者を新労務単価を反映して契約しているかどうかの確認を行うことになっております。以上です。

○林 その調査の内容というのは、具体的にどこまでが把握できるものなのかをちょっと伺いたいんですけど、下請の業者の労働者の労働条件というところまで調査されるような形なんでしょうか。

○技術管理課長 今回状況確認調査につきましては、まず一つは自社で雇用する技能労働者の賃金水準の引上げについて問うということと、それと下請業者との契約の状況ということで、新労務単価を反映した契約を行っているか否かということとを問うということの確認調査でございます。以上です。

○林 そうなると、下請の業者さんについては、その下請の業者さんのところの労働条件までは多分確認されないんじゃないかと思えます。そうなると社会保険加入状況とか有給休暇取得状況とかもちろん確認できないと思うんですけど、今回のこの公共工事設計労務単価の引上げのところなんですけど、この労務単価の部分というのは、必要な法定福利費の相当額が反映されているというふうに聞いています。なので、その労務単価がちゃんと下請の業者さんのところに反映されているというところを本市が見なきゃいけないとしたら、やはりそこまで見なきゃいけないのかなと思うんですけど、この調査というのは国から示されたようなスキームで行われるんですか。

○技術管理課長 今回の状況確認調査につきましては、横浜市の先行事例を参考にさせていただいてまして、ほかの例えば東京の特別区であるとか、いろいろ誓約書方式だとか、いろいろやっているところあるんですが、今回まず最初の取組として、横浜市の事例を参考に、今年の5月20日付で受注者に通知をしまして、それでこの調査を始めたところでございます。以上です。

○林 そうなると、この調査自体は本市のやり方に変えることが可能なんですか。

○技術管理課長 当然横浜市のをそっくりまねたということじゃなくて、柏市のバージョンとして、先ほど申し上げた自社で雇用する技能労働者の賃金水準の引上げについてということと、下請業者の契約の状況というこの2点について調査を

しているところがございます。以上です。

○林 じゃ、そうすると今回の調査では、下請業者の労働者の社会保険加入までは恐らく把握されないと思うんですけど、これは今後ぜひ入れる方向で考えていただきたいと思います。同じように労働基準法の改正によって、有給休暇の取得というのが義務化されました。昨年の労務費調査によると、有給休暇の取得義務の対象となる労働者の中で、義務化分の有給休暇をちゃんと取得している技能労働者の割合というのは全体でわずか4割程度なんですね。これは、下請次数が高くなるほど少なくなっていく傾向にあると国が調査されています。なので、労務単価には、義務化分の有給休暇取得に要する費用というのももちろん反映されていて、やはり本市が労務単価を積算根拠とするのであれば、下請労働者まで有給休暇の取得が徹底されているのかどうか併せて確認していただきたいんです。なので、これも要望としてお願いしたいと思います。私たちは、これまでも公契約条例を制定して、下請の労働者の最低賃金の価格を保障するべきだってずっと求めてきたんですけど、やはり本市の発注事業でワーキングプアとか過重労働が生み出されないようにという姿勢で、本市にしっかり検討していただきたいと思っています。

あと、もう一つお聞きしたいんですけど、設計労務単価の変更というのは国交省のホームページに資料がありますから、全職種、今回は全国平均約2.5%プラスとか、あと千葉県の設計労務単価なども私は把握していますので、今回特に反対するものではないんですけど、私たち議会はやはり工事費152万1,300円の増額という数字が出てくる算出の過程というのが事前資料としてあらかじめ示されるべきじゃないかなと思うんです。なので、ちょっとこのところの概要を改めて御説明いただけますか。

○公設市場副参事 具体的に算出の数字というのは、ちょっとここでお示しはできないんですけども、例えば普通作業員というのが1万9,900円と。これに対して400円上がりまして2万300円、あと型枠工という作業員は2万4,800円に関して、300円上がりまして2万5,100円ということになっております。こういったものを工事の期間、作業期間、内容に応じて積算しまして、その結果150万円上がるという計算方法になっております。

○林 ですので、これを言葉で説明するのはとても難しいですし、やはり事前資料としてここまでは出していただきたいと思います。これは要望です。現在の工事の進み具合についてお示してください……ありましたね。ごめんなさい。

じゃ、現在の工事の進み具合についてお示しいただきたいと思います。

○公設市場長 今回の工事のほうですが、令和3年3月工期予定となっております。竣工予定となっております。今のところ順調に工事のほうは進んでおります。遅れる予定は今のところございません。ただ、コロナがちょっとこの後どうなるかということで、すごくこちらも注視しております。以上です。

○林 分かりました。すみません。先ほどの発言は訂正させていただきます。資料が裏だったので、ちょっと私の目に入っていなかったようで、申し訳ありませんで

した。

それでは、議案第13号についてお願いいたします。市道路線の認定についてなんですけれど、この市道路線の認定の中で、整理番号16というふうになっているところがあるんですけれど、この道路によって、つくしが丘方面から光小方面の道路に抜けられるようになるんじゃないかと考えるんですけれど、ちょっとここが地元民としては割と細い道なので、抜け道のように使う車が増えて、近隣住人の迷惑になるようなことがあるんじゃないかなというのがちょっと心配だったので、質問いたします。どうですか。

○道路総務課長 委員御指摘のように、この道路は光ヶ丘から新柏駅方面に向かう主要な道路となっています。現在ここのところは私道となっていて、幅員が4メートルを切っているような状況ですけれども、今回ここの道路のほうにはインフラ等も入っておりまして、今回拡幅整備をするということで今回認定するもので、抜け道になるかというところ自体は、今の使われている状況とさほど変わらないような状況で行けるのではないかと考えております。

○林 分かりました。それでは、議案第13号終わりました、議案第15号について伺います。議案説明資料のところで、位置情報検索とか緊急時の通報で所在地の特定が容易になる効果があるって書かれているんですけれど、このような区域とか名称の変更があったとき、民間の地図サービスなんかに変更が反映されるようにというのは、担当課が何か行っているんでしょうか。

○市街地整備課長 すみません。最後のちょっと御質問のところが聞き取れなかったんで。

○委員長 もう一回お願いします。

○林 こういう区域とかその名称の変更があったときに、今私たちみんなスマホ持っているので、グーグルマップなんかをよく使うと思うんですけれど、こういう民間の地図サービスにそういう変更というのがちゃんと反映されるようになっているんでしょうか。

○市街地整備課長 大変失礼しました。民間の宅配業者とか、あるいは公共の関係機関とか、そういったところには事前に周知するようにいたします。もちろん地権者の方、今回の地区は既存の家屋がない、区画整理内はないんですが、一緒に変更する一部の区域にアパートで10戸の御家庭があります。そちらの方にももちろん事前に住所変更の手引という形で冊子をお配りしながら必要な手続に入ってくださいよう、また今回の字の変更、区域の変更で、実際、換地処分が来年の12月なので、それまで関係機関との準備は十分していきたいと思っております。以上です。

○林 これは、以前大手の地図サービス見たときに、市内の公園の一部とかが登録されていなくて検索ができなかったもので、こういうのをちゃんと市民のために、利便向上のために登録とかというのは市のほうでするんですかってちょっとお聞きしたことがあって、そのときの返答をいただいていたなと思って、改めて質問させていただきました。なので、今公共施設の情報とかは、これ副市長に聞いてもよろ

しいですか。地図サービスとかには反映されているんですか。

○副市長 ちょっとすみません。どの程度までに反映されているかちょっと私も把握していませんので、今後調べてみたいと思います。すみません。

○委員長 それじゃ、また報告してください。

○林 市民がやはりふだんから使うサービスの中で、公共施設の名前を検索したときにそれがヒットしないというのは、やはり市民の利便性がよくないと思いますので、これはぜひお願いしたいと思います。議案第15号まででしたよね。以上です。

○上橋 議案第15号について伺いますが、この吉祥院北地区土地区画整理事業という、事業のこと聞いちゃっていいですか。字区域名称の変更、直接じゃないけど。これは、URが撤退して以降に、急遽この土地所有者の方々が、ここも区画整理事業してほしいということで組合を結成してやったものですか。

○市街地整備課長 委員御指摘のとおりURの土地区画整理事業が、地区が縮小しまして、当初の事業区域から除外された区域、この中で地権者の皆様の発意で準備会をつくって、組合に設立、市が認可という手順で進みました。認可は昨年12月に行いました。

○上橋 それで、通常区画整理って物すごい時間かかるんだけど、面積が狭いということもありますけど、こんな短期間で組合施行で、こういう区画整理ができるもんなら、市のほうにとっても旧大室地区が結局市街化区域になったものの、区画整理、市街化道路拡幅だとかなんとか皆さん苦勞しておられると思うんだけど、大室地区の皆さんに、ここの成功例を参考にして、区画整理されたほうがいいですよということは話してみる考えはないんですか。

○市街地整備課長 委員御指摘のとおり、この地区は比較的小さい1.88ヘクタールという規模で進められていまして、現況もほとんどが農地で、平らな土地といえますか、造成するにもそれほどコストがかからない土地です。ただ、道路が全くありませんので、その分の公共施設減歩が大きいという特徴ももちろんございます。かつこの広い地区には地区計画がもう既に定められておりまして、土地利用の方針やまちづくりの方向性が示されていますので、それに沿ってまちづくりが展開されるのが望みなんですけど、やはり地権者さんの発意、抱えるリスクもありますので、今回のコロナ対策の動向とか、そういったことも少し踏まえて今後のまちづくり考えていかないといけないと思います。ただ、こういったことがモデルとして成功すれば、連担してこういった地区が、事業が動き出すという期待もありますので、区画整理事業にとっては事業計画書どおりの短期間で進められることが一番の成功につながる点なので、市としても支援、助言をしっかりとしていきたいと思っております。以上です。

○上橋 その今おっしゃった地区計画のことで伺いますが、吉祥院それ自体が今度の土地区画整理区域に入っていないですね、道路づきから見ると。いわゆる住居のない全くの白紙のままのところ区画整理されたと思うんだけど、よくそんなところに地区計画あったもんですねと思うんですけど。

○市街地整備課長 先ほどのちょっと御説明足りなくて申し訳ありません。URの事業から除外した区域、その際に区画整理という手法ではなくて、今後どうやってまちづくりを進めていくかという、皆さんで考えたときに、その地区計画を広く定めております。除外区域のほとんど同じ区域に地区計画を定めております。以上です。

○上橋 そうすると、大室の旧部落本体にもやっぱり地区計画できているわけですか。

○市街地整備課長 大室東地区地区計画といいまして、約42ヘクタール、今回の地区は1.88ですので、その大きさが御理解いただけると思います。

○上橋 できているというわけですね、全体でね。これは、もうこの地区計画は、普通はよそで地区計画するときにも、その地区の住民の合意比率極めて高い、あれ100%近いぐらい合意がないと地区計画できないものなのに、URはよくそういう43ヘクタール地区計画定めることができましたね。

○市街地整備課長 やはりURは、区画整理事業とか開発とか事業を進めて、大本にまちづくりという大きな目標がございまして、やはり撤退する上では、**ただ撤退だけではなくて**、残った地区をどうまちづくりを展開していくかということで、**撤退するときには**必要な対応ということだと私は理解しております。

○上橋 もう最後にしますけども、区画整理というのは通常大きく、何十ヘクタールとか何百ヘクタールでやるんですけども、こういう小規模な区画整理というのできるのであるならば、だって換地は難しいとは思うんだけど、面積が小さいとね。漸進的に少しずつ区画整理をやっていけば、結果的に50ヘクタールぐらいの区画整理もできるかもしれん。これ非常に面白い試みだと思いますんで、ぜひ鋭意ここを参考例にしてやってみられたらどうですかということをご提案して終わります。

○末永 順不同ですけど、今のところちょっと聞きますけど、伊豆倉さんってまだいますか、都市計画部長だった。いますか。この会社にいますか。（「いません」と呼ぶ者あり）いない。幾つかちょっと聞きますけど、今市街地整備課長はきれいに言いましたけど、この土地のそのものは誰の土地ですか。

○市街地整備課長 組合の地権者数で申しますと18名の方です。柏市もその地権者の一人でございます。

○末永 いやいや。この土地は、吉祥院の土地ですよ、もともとは。吉祥院さんの土地で、昭和25年に農地解放で分散されて取られちゃって、それで今18軒ですか、10軒だったと思うんですけど、当時は。農地解放で取られて、吉祥院さんの土地がこの1.8ヘクタール残っていたと。そこを今回区画整理したわけですね。これは、あなた今きれいごとと言ったけど、役所でこういうのが、今上橋委員さんが言われたんで、いい案だって言われましたけど、この近くの柏市役所の隣の近くでいらっしゃる設計会社の方が目つけて、ここを小さいけど、やったわけですよ。違いますか。

○市街地整備課長 業務代行者に市内業者さん、名前を変えまして、アーバンプランテックという会社が代行に入っております。

○末永 いやいや。それ誘導されて、それでここの地主さんは18名だけでも、実際は農地解放でもらった、受けた人たちがここでやり始めましたと。そういう経過があって、いろいろ経過があって、一番外れなので、じゃ大室三丁目にくつつこうかということにしたみたいですけど、そういう議論は何か市で誘導したんでしょうか。

○市街地整備課長 字名と区域の変更に関しましては、まず組合の中で議論していただくということでお願いしまして、組合の中ではアンケートをしまして、3つほどの提案をされたそうです。大室三丁目、大室四丁目、それとその他の名称が何かあればということでアンケートを取った結果、大室三丁目という意見が多くて、組合の総会でも議案としてかけたところ、三丁目ということで落ち着いたということで、市が誘導したというよりは組合の中で議論していただいた、組合の総意として市に要望していただいたという形と理解しております。以上です。

○末永 いや。そういうふうに言っているけど、議論はあまりなくて、本来ならあなた方が書いているこの資料で、できるだけ従来の字または町の名称に準拠して書いてありますね。歴史や伝統文化上の由緒あるものに、親しみ深いものにしていきたい。そうしたら、ここは吉祥院町会でいいんじゃないですか、町で、吉祥院町で。由緒あるところなんですよ、吉祥院というのは、あのお寺さんも含めて、この地区は。吉祥院というのは、もう本当に由緒あるところなんですよ。だから、そういうことをなぜしなかったのかということで、あなた方の先輩に、ここの檀家さんの長である方に私が問題提起した。そうしたら、ううん、意見出なくて、みんなそれで出なくて、大室三丁目で市役所も言うから、市役所の三丁目にくつつこうかということになったという。あなた方は恐らく、総意って言いながら、違うこと言っているわけですね。当該地域における歴史、伝統、文化と言っている。これ歴史、私反対するもんじゃありませんよ。するもんじゃないけども、歴史や伝統、文化というなら、やっぱり吉祥院町という、泉町だとかあるじゃないですか。例えば、かやの町だとか単独である。そういう由緒あるものを残すことが大切だと思うんですよ。もともと農地解放で分散して、農地を持っていた吉祥院さんが農地のところだけ農地解放で渡したわけですから、それは。そういう歴史を大切にすることが私は大事だと思うんですよ。それが柏の、あるいは文化を残すことだと思うんですよ。そういうことをちゃんとするのが役所の任務だと思うんですね。何でもかんでもそれがくつついて、何か配達しやすいからって、そういう問題じゃないでしょう。文化や歴史を残すことによって人類が様々な経験等含めて引き継がられていくことでしょ。であれば、吉祥院というのは貴重なところだから、私は残すべきだと思うんですよ。そういう姿勢で開発をするとか、ことをしなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。それは、この論理はあれですよ、住宅売れることで大室三丁目といたら、たなかの駅から一番近いわけだから、住宅が売れるためにこれ変えてやっているだけでしょう。そういうこと言う人がいるんですけど。だから、やっぱりあなた方が書いているように、歴史や伝統、文化を由緒あるものにしなきゃいけないと言っているんだから、それはしなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

ども、いかがですか。

○市街地整備課長 議案説明資料に書かせていただきました当地域における歴史、伝統、文化の上で由緒あるもの及び親しみと挙げてある部分については、柏市住居表示整備実施基準を抜粋したものでございまして、基本的な考えとしてはここに念頭を置いておりますが、先ほど御説明したように組合の中で議論し、総意として上げていただいたもので、市としてはそれを尊重したということでございます。今後こういった地区、ほか**連担**して事業が始まった場合には、委員の御指摘のとおりの方考え方も十分考慮して組合と協議を進めてまいります。以上です。

○末永 いや、佐藤さんね、第4回総会で4月19日に大室三丁目に議決って書いてありますけど、大室三丁目でいいという意見があったんですか。全くなかったって聞いているんですけど。

○市街地整備課長 組合からの報告によりますと、大半が三丁目ということで、今ちょっと数は見つけられませんが、大多数の方の御意見で決まったというふうに報告を受けております。

○末永 これも現場行って、話聞けばすぐ分かることなんですよ。意見も何も出ていないんですよ。だから、一事業者と都合のいい名称をしているから、あなた方が言っている概要のところには文化や歴史とか言いながら、全く違うことをつくっている、そういうのはいけないんじゃないですか。だから、本当に大室三丁目にしようってみんなが意見が出たと、議事録の中で。そして、満場一致で上がったんだったら分かりますよ。そういうのは全く意見なくて、三丁目にくつつきゃいいべという状況だけでしているのはいかがなものかと私は思いますよ。だから現場で、先ほども言いましたように現場でいろんなものを聞いたり、参加してちゃんと決めてくださいよということなんです、それは。地域聞けば、入ってちょっと聞けば分かることですよ。だから、ぜひこれから当たっては、組合の議事録でそういう意見が出たのか、なぜ大室三丁目にくつつかなきゃいけなくなったのか、吉祥院の名前を消していいのか、そこの歴史の地域の名を本当になくしていいのか、これなくなりますよね、大室三丁目になっちゃったら。全く吉祥院というのは、それはあの土地は。約1ヘクタールですか。それがなくなるわけでしょう。2ヘクタールですか、1.88ヘクタール。だから、なくなるわけですね、吉祥院というのは。違いますか。

○市街地整備課長 今現在は、大室寺下前という字名でございまして、これを大室三丁目と変更するというごことございまして、委員御指摘の吉祥院という字名はこの地域には存在しておりません。以上です。

○末永 違う、あの地区のことを吉祥院というんですよ、地元では。私も近いからよく分かっているんですけど。別にあそこ大室下何とかなんて言わないですよ。吉祥院の敷地だったから、昔から。みんな吉祥院、吉祥院って言っているんですよ、それは。だから、そういう歴史や文化、伝統をねと言っているんだから、それはそういう名前どうですかって意見があってもいいわけでしょう、それは。残すってあ

なた方言っているんだから。そういうふうにしなきゃいけないって。あの地区は、本当に吉祥院さんが真ん中であって、ちょっと隅のほうにあって、ずっと地区が、確かに農地ですよ。区画整理が、どんと道路があって、その脇だから、区画整理したいなど、あそこに住宅建てたいから、駅から一番近いから、たなかの駅。だから、みんなそう思うでしょうね、業者の人は。だから、参入してくるわけでしょう。そういう利害があるわけでしょう。そういうことを見抜いたら、やっぱりちゃんと、きちっと地域の人たちの話を聞いたり、どうするのかって、区画整理事業上がってきたときに、あなた方は精査をして、どうなんだろうかってやるのが普通ですよ。そういうのを分かってやっているでしょう、おたくらそういうの、いろんなことを。誰が施工者で、誰がどういうふうに行っているかというようなことを含めて。だから、そういうことを分かっているならば、もうちょっとまともなことをやってほしいなど私は思うんですよ。いや、反対はしませんよ、私もこれは。地域の方は、もう決まったならしやうがなかんべという意見が多いから、何が何でも吉祥院にしろとは言いませんよ、それは。言わないけど、そういうことをちゃんとあなた方が出すんだったら、ちゃんとしたほうがいいんじゃないですかということをつけ加えておきたいと思います。

元に戻りまして、第8号議案ですね。私は、もともとこの公設市場に立体駐車場造るのは反対です。これは反対です。なぜ反対かというのは、コロナも含めて、市場の駐車場は私は必要ないと思う。何台ですか、250台ぐらいですかね。何台でしょうか。

○公設市場長 285台でございます。以上です。

○末永 私は、ここにほとんど止めないと思いますよ。止める人もいるかもしれんけど、これは。駐車場問題、市場は大変これまで苦勞をしてきましたよね。だけど、不便なんですよ、駐車場造ったら、それは。だから、私は駐車場については、もう少しコロナの発生以来大きく変わるわけだから、私は駐車場については、8億ぐらいでしたかね、かけてやる必要はないと私は思います。同時に、今回人件費を出していますね、細かく。先ほども何か説明していました資料ありましたね。技術者には2万3,000円だとか、型枠だとか作業員幾らとか言っていましたね。これは、仮に下請業者から積算を取ったとしても、下請業者の会社がもらうだけで、労働者には渡らないわけですよ。渡るにはどうしたらいいかといったら、介護保険と同じような扱いの取扱いをすれば渡っていくわけですね。介護保険や保育所なんかは本人に渡るようになっているんですよ、全部お金が。その報告書が上がらなければ、国保からお金が振り込まれないんですよ、それは。そういうのと同じように、柏市もその働いた人たちにパートの人も含めて、幾ら、何%という基準を名簿で上げさせれば、それは働いた回数掛ける幾らって掛ければお金が本人に渡るんですよ。そういうあれをしないで、どうしてこの元請だけの肥え太るためだけのことにお金を出すんでしょうか。どうしてこういうことしているんでしょうか。お答えください。

○技術管理課長 今回の特例措置の根拠ですけれども、公共工事の品質確保の推進

に関する法律というまず法律がございまして、その中でいわゆる発注者の責務として、適正な価格でいわゆる積算して発注しなさいということになってございまして、その法律に基づきまして、国のほうから新労務単価の速やかな活用に努めることを、地方自治体、公共団体に要請されているということになってございまして、当然一方ではその公契約条例というふうなことになるかと思うんですが、この公契約条例につきましては、いわゆる国ですとか全国的な動向を踏まえて今後検討をしていくということになると思うんですが、まずは最初の取組と申しますか、今まで何もやっていなかったわけで、今回初めて状況確認調査ということを実施することで、いわゆる労働賃金改善意識の向上というのを図っていきたいということで、まずは最初の取組としてやってみようということになってございまして、以上です。

○末永 いや、やってみようというんですけど、実際はこの運転手一般2万1,000円、これが2万1,300円、大体運転手だけだったら1万8,000円ぐらいですよ、直に払っているのは。臨時で払ったら1万5,000円ですよ、一般的に言いますと。それを役所の工事だけはこの2万1,000円から2万1,300円と、こう言っているわけですよ。これは、全てに値してもいいわけですね。普通作業員、何もない人は大体1万円ですよ。2万300円って言うけど。これ実際に雇われている、下請で一番雇われている人たちは、日雇という方たちですね。だから、そういう実態をつかんだら名簿分けさせて、その名簿に基づいて、介護保険と同じようにその方に払えるようにすれば、振り込まれたようにすればどうってことないわけですよ。介護保険でやっているところは全部それですからね。全員に、それは何%って比率で報告するんですから。報告しなきゃ法人指導課から指摘を受けるんですから、そのお金を返還しなさいってなるんですから、振り込まれないんですから。だから、公契約になかなか踏み切れないのであれば、そういうことを柏市でやればいいんじゃないですか。介護保険でやられていることを何でこの建設でできないんでしょうか。だから、ぜひ研究していただきたいんです、ここは。私は、立体駐車場は要らないという視点なんです。というのは、もう少し市場をコンパクトにいろんなことを配置替えして、コロナで売れ残って、市場長分かんと思いますけど、本当に空いていますよね、ほとんど今。だから、仲卸のところも本当にがらがらになっちゃっている。そうすれば、いろんな調整をして、止める場所について、もっと軽易な2階建ての駐車場にするとか、あるいは2階建てというのは、よくマンションの駐車場がありますよね。あのボタン押せば3階ぐらいに上がっていくやつ。ああいう形にすれば、1億円もあればそれこそ100台、200台止まれるようになりますよね。だから、そういうふうにして時代に合わせたものにしていくことが大事だと思いますよ。市場がずっと存続するかどうかわからないでしょう。本会議でも言いましたように、今柏の市場の売れている場所というのは、柏市の市民が買っているのは何%ですか。40%に満たないでしょう、今。我孫子や、野田や、守谷や、あるいは取手、それから茨城方面で言ったら、そこは市場を閉めているんですよ。なおかつコロナで売れない。そういう状況のときに、まさに不要不急な私は建設だと思いますね。そういうことについては、

何も思わないでどんどん進めているんでしょうか。お答えください。

○公設市場長 委員の御指摘もあるんですけども、現状、場内の中で駐車場が賄えておりません。場内近接の場外に駐車場を実際は借りていただいているという状況です。委員御指摘のように、確かにその借りている駐車場に止めないで止めている業者さんもいらっしゃいますが、今回立体駐車場を造って、料金改定もしなきゃいけないとは考えておりますけども、きちんと指定された位置に止めていただいて、お客様が来たときに速やかに安心して止められるようなところをちゃんと確保していくということも大事だと思っておりますので、今回の立体駐車場については少ない用地を高度利用して、いいほうに回すということでは必要な施設だと考えております。以上です。

○末永 そうすると、市場長、そう断言するには、現在不法に止めているところいっぱいありますよね、現在。それはなくなるんでしょうか。

○公設市場長 なくなるかどうかと言われると、なかなか難しい問題あると思うんですけども、一応料金改定と併せて、指定駐車場につきましては駐車カードみたいなものを発行して、そのカードがないところについては当然指定されていないというところなので、取締りもしていこうと。あと、今市営のところでは正門と西門ありますけど、守衛立っていますけども、そこで入場管理等も検討していきたいと考えております。以上です。

○末永 いや、なくなるかどうか分からないのに、どうして税金で8億も9億もかけて造るんですか。それは、不要不急のものじゃないですか。だから、これ歴代の市場長がずっと悩んで、駐車場については解決できなかった案件なんですよ、これは。それで、今の市場に働く人たちも含めて、大分少なくなりましたが、これは駐車場できたからそこに止める人というのは、私は少ないと思いますよ。市場に来る仲卸の人は、夜中に来て荷を下ろしていくわけですよ、大型車両が。あそこに止まっているのは、ほとんどがお客さんと、なおかつ従業員ですよ。あるいは、店の者ですよ。よそから来て止める人いませんからね。そうすると、そういう必要性があるかということはどうして議論しないのかと。やっぱりこういうふうに財政が厳しくなってくると、中断することも必要なんですよ、それは思い切って。だから、市場はなくならないって言っているんだから、今の市場長の話では、なくなるかどうか分からないって言っているんでしょう。必要だから造るんでしょう。今以上増えるから造るんじゃないでしょう。今より減っていくんですよ、これから、それは。だから、そういう無駄なことを私はすべきじゃないと、私は思います。だから、これは何度言ってもしょうがないですけど、市場の組合の方に聞いたんですよ、私は反対ですって。そうしたら、最初むきになって私は怒られましたよ。だから、私は理路整然と言いましたよ。8億もかけて必要だと思いますかって、売れないで、あなたのところの会社はもつんですかって聞いたんですよ。もたないというんですよ。前のうちも潰れているじゃないですか、隣もないじゃないですかと、一寸先は闇でしょうって。そのときに税金だけ使っていると思いますかって。だったら、

簡易的に鉄骨で造って、もっと利便性のあるものにしたらいいでしょって、それは。あなた方従業員、またはその会社の関係の方たちは、駐車場あるから、そこに止めろっていったって止めないでしょって、それは。今まで言うこと聞かないんだったら、言うこと聞くわけないでしょって私が言ったら、その組合長もそれはそうだなって言いましたよ。だから、今のを縮小して空いているところも含めて、もうちょっとコンパクトにして市場の機能を高めてすべきだと、そういう議論が必要だと思いますよ、私は。そして、市場の利用状況も将来的なものを把握してちゃんとやるべきだと思いますね。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、第13号議案です。市道路線の認定について、あの行き止まりが随分またあるんですけど、この行き止まりについて、法的には行き止まりでも回転道路が8メートルあればいいということだから、なかなか難しさはあると思うんですけど、その開発行為をされたときに、行き止まりをなくそうという市の姿勢はないんでしょうか。そういう指導はしていないんでしょうか。

○次長兼宅地課長 開発行為につきましては、開発しようという土地の地形、例えば道路があって、その奥に空いている土地があると。通り抜けていけば通り抜け道路ができて非常にいいんですけども、やむを得ず行き止まり道路を造らなければならないという土地もあるということで、そういう場合には道路の延長と道路の幅、あるいは回転広場の径というものが決まっていて、道路を造っているということになっています。以上です。

○末永 行き止まりの、これ私が議員になってからずっと30年近く言っているんですけど、行き止まり造ると、消防だとかいろんな面で非効率ですよ。四、五メートル走ったらもう行き止まりになっていると、回転していると。その間に回転して帰ってくるのに、隣の火事だったら燃えたままになるとか、救急車が間違っただとかありますよね。だから、できるだけまちづくりとして行き止まりをなくす、そういう姿勢が担当課ですべきだと思うんですよ。そこでちょっと聞きますけど、都市計画つくって回転道路8メートルと決まっているんでしょうけど、これを12メートルにすることでできるんでしょうか。回転道路を12メートル。

○次長兼宅地課長 今、柏の基準ですと、通常は9メートルになっています。そして、並進している場合なんかにつきましては、10メートルという形になっています。それで、清掃車でも10メートルで一応回れるという形になっているんですが、その12メートルできないかという委員さんの御質問なんですけれども、規制の強化ということで考えてみれば、そういうことはできなくはないというふうに考えております。以上です。

○末永 何で12メートルかといいますと、12メートルじゃ採算合わないから、行き止まりのうちは造らないというんですよ。10メートル以上になっちゃったら採算が合わないと、何とか建設、もうどこでもかしこでも狭いうちを造っているところありますよね。宅地課は分かっていると思いますけど、名前言わなくても。ある意味じゃ乱開発をし過ぎていますよね。最近テレビなんか、タレントを使ってああいう

宣伝していますけど、それにだまされてみんな買っていますけど、柏市周辺でもえらい開発していますよね。だから、こういう行き止まりをやっぱり状況を見て、12メートルにするともうからないし、どこか突き抜ける道路をつくったほうが採算ベースに合うわけですよ、それは。だから、そういうことも含めてちょっと検討してはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。できるんでしょうか。

○次長兼宅地課長 アドバイスありがとうございます。それらにつきましては、検討はさせていただきたいと思いますが、今例えば相続が発生したりして、土地を手放さなければならないということが結構発生したりします。そういったときに建て売り業者さんなり、そういった業者さんが購入して分譲住宅をやるというような形が結構多くなっていると思います。そういったこともいろいろ考えながら、委員さんの御指摘も踏まえて検討させていただきたいと思います。以上です。

○末永 今あなた相続って言ったけど、だから相続発生したり、いろんなことあった場合は、柏のまちづくりとして、そこについては突っ込み道路で、回転道路じゃなくて抜ける道路造れば、少し税制度も優遇してあげますよとか、あるいはこういうふうにできますよとかいう地権者に話しするとか、建設業者に、開発業者に突っ込み道路を造らないで必ず抜ける道路にしてくれれば、こういう緩和措置をしてあげますよとかすれば、いいまちがつかれることになりませんか。そういうことを誘導しながらまちをもっと考えていくという姿勢があなた方には必要じゃないですかね。そうすると、回転道路で行き止まりじゃなくて、やっぱりいろんな意味で安心安全なまちづくりになっていきますよね。そういう視点に立ってやっぱりつくってほしいんですが、いかがでしょうか。

○次長兼宅地課長 アドバイスありがとうございます。今後そういったことも踏まえて検討させていただきたいと思います。以上です。

○末永 ぜひやってほしいと思います。以上です。

○後藤 議案第13号かな、市道の認定について、これが開発行為による帰属というのがほとんど、毎回そうですけども、改良区の道路で市道並みに使われているところが結構あります。これに関して、市道認定されているところもありますよね、幹線道路かな。その枝の部分が北部の開発で随分市道並みに使われているようなところがあると思いますけど、その辺の市道認定のほうはどうなんでしょうか。

○道路総務課長 圃場整備で整備されたところだと思いますけれども、圃場整備の中で、計画の中で幹線道路と主に農家の方が使う農耕用道路とかという形で幾つか区別になっています。今回一般車の通行が多いということで、交通量の調査を行いまして、一般的に1日500台以上を通過していくところと区別をしながら、一般車が多いところに関しては市のほうも一定の管理をしていかなければいけないだろうという話の中で今協議をしているところでございます。（「どこを言っているんだよ、この中の」と呼ぶ者あり）今回のこの認定では出てきておりません。

○委員長 どうぞ。

○道路総務課長 今協議をしながら、まず管理というところで、認定という形では

なくて維持管理という部分で同等の効果を得られるということをお互いに話をしていますので、その辺の付近で協定なりなんなりを結んで維持管理をしていきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——それでは、なければ質疑を終結いたします。

○委員長 議案第8号、工事の請負契約の締結についての一部変更について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第13号、市道路線の認定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第14号、市道路線の廃止について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第15号、字の区域及び名称の変更について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますけれど、ここで休憩を取ります。

午後 2時55分休憩

○

午後 3時05分開議

○委員長 それでは、議事を再開いたします。

次に、議案第3区分、議案第3号、柏市都市農業センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市空家等適正管理条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、議案第3号からお願いいたします。農産物直売所のこれまでの利

用料金は一月250万円が上限で、レストランのこれまでの利用料金は一月150万円が上限とのことでした。決算金額は、上限金額ではないんですけど、利用料は実際のところどのように決めているのでしょうか。

○農政課長 利用料金につきましては、今後新しく道の駅新設されることから、新たに提供するサービスの業種や業態、またテナントとして入る事業者の経営能力によっても売上げというのは大きく変わるものですから、定額固定という形ではなく、売上額に対する比率を採用してございます。また、今回この条例で定めさせていただきましてはあくまで上限になりますので、実際の運用の家賃、利用料金につきましては新しく今後決まっていく新しい指定管理者と入ってくるテナントの間で決まっていくものでございます。以上です。

○林 これまでのところも売上比率で決められていたんですか。

○農政課長 現状は、委員さんおっしゃっていただいたように農産物直売所につきましては250万ということでありましたが、これもあくまで上限のため、実際には農産物直売所月固定として月額50万円と、それプラス売上げの2%というのが現指定管理者と入っているテナントの間で取決め協定をして、利用料金として入ってきたものでございます。以上です。

○林 分かりました。農家との契約は、委託販売で行っているのかなと思うんですけど、手数料は幾ら取っているんですか。

○農政課長 手数料につきましては、農家から今入っている指定管理者が雇っています直売所の業者でございます。そちらと実際の農家さんの間で取決めして決められているものです。基本的には私ども確認しているのは、20%で今取決めしているということで、物には特別ちょっとありますけども、基本的には農業生産物、作物については20%というふうに聞いています。以上です。

○林 中には仕入品もあるんじゃないかと思うんですけど、それについてはどれぐらいの利益を乗せるんですか。

○農政課長 仕入品につきましては、委託販売ということで預かって、その分の協定になりますので、私どもがちょっと把握できるものではございません。以上です。

○林 直売所、現在運営していますロータスさんですよね。ロータスさん現在どれぐらいの農家と契約しているのでしょうか。

○農政課長 今御指摘のロータスに関しては、地元の農家約85軒の農家と棚の作物等の協定を結んで入れております。以上です。

○林 現在の直売所の広さでは、契約農家増やしたくても、なかなかスペースの関係で難しいって聞いているんですけど、新しい直売所ではどれぐらいの農家と契約ができるような計画になっているのでしょうか。

○農政課長 先ほど85軒の方と契約しているということでもございました。委員さん御指摘のとおり、大変狭いというお問合せは私どもに入っております、今回拡張するわけですが、今85軒はおりますけども、農家数自体は我々把握しているのは、台帳上は約3,000近くいるということなんですけど、実際に2,500前後ぐらいはいら

っしゃるということなので、棚も約2.2倍ぐらい作物、農産物を置く棚の面積も2.2倍ぐらいになりますので、実際には正確にはこれからヒアリングをして、説明会をして把握していきたいと思います。棚の面積については、まだまだ問合せ等も含めてこれから新しくなるんだけど納品できるのあるのかと、そういったような質問、問合せもありますものですから、十分棚についてはそろえられるというふうに判断してございます。以上です。

○林 今回の直売所とレストラン、農芸交流館の利用料金なんですけれど、これは売上げの15%という設定にするということなんですけれど、この数字を算出したその経緯をお示しいただけますか。

○農政課長 この15%を算出した経緯でございますが、基本的に実際に私どものほうで調査しています、いわゆるこういう業界の商業のテナント、こちらのほうが家賃設定が10%前後であるということ、また既存のこの先ほど出ましたロータス、直売所ですけども、そちらが実際3.4%というふうに、これ令和元年度の実績でございますが、あります。また、ほかの道の駅も約15%という設定、上限ですけども、設定をして実際には15%以内よりも少ない数字ということを採用しておりますもんですから、15%という設定を私どもも今回採用してございます。以上です。

○林 議案説明資料では、他市の利用料金の例が3例出ているんですね。これは、参考にするにはちょっと数が少ないかなと思ったんですけど、実際15%を設定するまでにいろいろ見られたと思うんですけど、どれぐらいの数、道の駅では調査したんでしょうか。

○農政課長 こちら設定するに当たりまして、今回議案説明資料の中で参考としてお配りしてあるのが、今御指摘のとおり私ども柏市のほかに3市1町ですけども、表示してございます。八王子と鳥取って書いてあるんです。これは、私どもと同じ規模、中核市ですね、いわゆる。中核市の参考例としてこちらに記載させていただいています。もう一つ、鋸南については、私どもと同じ施設がございす農産物直売所と飲食提供施設と、あと加工体験室を持っている施設、これを比較参考させていただくために一つ載せてございます。御指摘の幾つ参考にしているのかということにつきましては、十数か所の道の駅を、直売所を参考にしてございます。以上です。

○林 19か所調べられた中で、この3か所が例として載っているんですけど、これ大体一緒の数というところで載っているんだと思うんですけど、逆に幅が見たいというか、一番高い設定のところとか、一番低い設定の道の駅とか、ちょっと例があったら示していただきたいんですけど。

○農政課長 調べた中で一番高かったのは、道の駅の千葉県内の木更津ですね。こちらが売上げの30%、条例上ですけども、条例上売上げの30%を上限として定めてございます。一番安いところは、これも一概に比較はできないんですが、大体20%が多かったんですが、低いところは基本的に固定費として設定しているところがございす。そこは、何%という表現はできないんですけども、安いところがございす。以上です。

○林 ほかのところを見られて、今20%が多たっておっしゃられたんですけれど、その中で15%にした、そこについてはどのようにお考えなんですか。

○農政課長 15%に設定した理由でございしますが、先ほど冒頭ちょっと申し上げさせていただいたとおり、基本的に現状、今のロータスさん、直売所が実質3.4%の、売上げ比率に換算しますとですけども、3.4%ということ成り立っています。あとは、一般の商業テナントがばらつきはありますけど、大体10%前後を家賃として設定しているところがございします。そのようなことから、15%ということを設定してございします。以上です。

○林 そうなると、現状と比べると売上げの15%というのを設定した場合、利用料金が大幅に増えてしまって、ちょっと事業者としては厳しいのかなと思うんですけど、その辺はいかがなんですか。

○農政課長 御指摘のように15%にしますと、大幅にちょっと負担が増えてしまうのではないかということですけども、あくまでも今回条例で私ども一部改正させていただきますのは、上限として15%という数字を採用しています。実際にはそれが上限になりますものですから、今後、新しい指定管理者が決まっていく手続に入らせていただきます。その新しい指定管理者が決まります。その新しい指定管理者が雇う中に入れるテナントさんですよ。直売所をやるロータスとか、そのほかも含めての業者になりますけども、その間で両者協議をして家賃設定というのは決まっていくものですので、何%になるかというのは不明ですけども、大体私どもの想定としましては、現状3.4%で成り立っているということもありますので、それ以上と、あと大体10%以下になるのかなということ想定はしています。以上です。

○林 分かりました。それでは、現直売所のところなんですけれど、農芸交流館というところになるというふう書いてあるんですけど、その農芸交流館というのがちょっといまいちイメージできないので、どのような施設を想定しているのか教えてくださいいただけますか。

○農政課長 既存の建物の中にある現直売所あったところ、そちらが新しいところに引っ越しますので、その跡地として農芸交流館を設定しております。その使い方でございますが、こちらは面積も300平米強ということでそこそこありますので、ただここは直売所が移ってしまうものですから、同じこの道の駅の施設目的が農業振興という面もありますので、直売所とは差別化された農とか市民の交流という意味で、農業振興に資する、関係する施設の活用ということで我々考えています。じゃ、実際何を活用していく、何が入っていくのかということでございますが、これも新しい指定管理者が、農業振興という観点で募集していきますから、そこで農業振興に関するいろんな業態が入ってくるということで私どもは期待、想定しているところでございます。以上です。

○林 今農業振興というお話があったんですけど、あの施設は農業振興以外の機能というのを果たせることは難しいんでしょうか。

○農政課長 基本的に条例上の設置目的として農業振興とか、あと地域特性に即し

た資源を活用するということがございますので、基本的にはそのような考え方で今私ども考えております。ただ、地域振興ということも、現状も今までもそうなんです。が、様々な地域の特性、緑道だったり、田んぼだったり、体験農園だったり、いろんな施設がありますので、そういうことを活用して、農ということを行いながら一応交流人口増やすということもちょっと事業としてやってございます。以上です。

○林 今のような質問をしたのは、やはり手賀沼周辺はランニングとか、ウォーキングとか、サイクリングとか、ペット連れのお散歩とか、そういう活用をしている市民がたくさんいると思うんです。そういう方の休憩施設としての機能というのがもうちょっと持たせられないのかなと思ったので質問してみました。施設設計の時点でこういうことは検討されていないんですか。

○農政課長 今御指摘の農以外のランニングだとか散歩するだとか、そういうことの使い方の件ですけれども、現状計画の中では芝生広場も新しく設置してございます。また、駐車場も広くしてございます。今言われたそのランニングや、手賀沼周辺に、緑道にマラソンに來たり、自転車乗ったりということもいらっしゃるもので、今後またそういう方も増えていくということ想定してございますので、そういう方の想定も含めてこういう計画をしてございます。以上です。

○林 それでは、議案第3号は終わりました、議案第4号をお聞きします。長屋では、全住戸が空いていないとこの空家等対策の推進に関する特別措置法というのが適用されないの、本市独自に対象を広げるという認識なんですけれども、このような条例改正というのは他市ではどれぐらい見られるものなんでしょうか。

○住宅政策課長 千葉県内で例を見ますと、鋸南町に1件あります。日本に広げますと関西のほう、大阪府、それから兵庫県、あとは福岡県等で5市、6市そういった事例があるという状況です。以上です。

○林 本市の空き家の数というのは、現在どれぐらいと考えているんでしょうか。

○住宅政策課長 約2,000軒をちょっと超えるというような状況だと思います。以上です。

○林 その中で特定空家等に指定されている数というのは、どれぐらいあるんですか。

○住宅政策課長 特定空家は、指定するといいますよりも、その状況を見るということになります。市内で、空き家の中で、大体50戸程度の空き家が特定空家に該当しているというふうに考えています。以上です。

○林 先ほど言った空き家の数2,000軒の中には集合住宅も含まれているんですか。

○住宅政策課長 戸建の住宅、それからちょっとした店舗等は含んでいますけど、戸建しか含んでいません。それで2,000軒です。以上です。

○林 そうすると、集合住宅の空き家というのはどれぐらいか、数は把握されているんですか。

○住宅政策課長 本来マンションの空き家というのがこれから問題になりそうなんです、把握をしたいというふうに考えています。それは、次年度以降に予算次第にな

りますけど、調査をかけて調べていきたいというふうに考えています。以上です。

○林 それでは、この既に特定空家と考えるものなのかなと思うんですけど、今まで緊急安全措置というのはどれぐらい行われているんですか。

○住宅政策課長 平成30年の時点で20件ほど、昨年度、令和元年度も同じぐらいの件数だと思います。今年度に関しては、まだ途中なんで、ちょっと数は出していません。去年台風等ありましたけど、40件から50件程度の緊急安全措置を行っているというふうに認識しています。以上です。

○林 この今言った数字の中に、長屋みたいなものは含まれているんですか。

○住宅政策課長 長屋は含まれておりません。以上です。

○林 ですから、今回の改正でここも対象というか、適切な位置づけをするというように感じでしょうか。これまではその費用の改修などができなかったものも改修できるようになっていくという認識でいいんでしょうか。

○住宅政策課長 費用の回収の件なんですけど、条例で位置づけたとしても相手は了解をしていないという状況ですと、必ず取れるかどうかというところと法律的には微妙なところであろうと。相手が支払いを拒んだ場合には、民法上は争いになるケースがあるというふうに考えています。それと、長屋につきましては市内で数件、例えば4戸長屋のうち1戸が空き家になっている、そういったケースはありましたけど、そういったケースの場合も所有者を調べて文書等を発送して指導はしています。ただ、その法的根拠がないので、今回条例に入れて、条例に基づいた指導を行っていくというふうな考えです。以上です。

○林 これまでの緊急安全措置についての費用回収は、どの程度できているんですか。

○住宅政策課長 これまで業者に委託をして緊急安全措置をやったという事例はないです。基本的には職員が、住宅政策課の職員が行うか、行い切れない場合には消防署、もしくは道路サービス事務所等をお願いをして、重機を出してもらったりして対応はしています。以上です。

○林 じゃ、これまでは本市の職員で何とか対応していたものを、今後は外部に出すようなこともあり得るということでしょうか。

○住宅政策課長 選択肢を増やしたいというふうに考えています。職員ができる範囲は職員がやりますし、まずは相手に連絡をして、相手がやってくれるものであれば相手にやらせるということを考えています。どうしようもない場合に限って業者委託をして、その費用を請求する、最低限の事務管理を我々がやるというふうに考えています。以上です。

○林 それでは、これで最後になるんですけど、先ほど来年度に向けて調査をしていきたいということなんですけれど、この集合住戸の空き家、空き室というのを柏市の空家等対策計画でもこれまでは位置づけていなかったと思うんですけど、ここの計画の見直しはされると考えてよろしいですか。

○住宅政策課長 空家等対策計画の見直しを次年度行う予定を持っています。その

中でマンションに対して行っていないと、そろそろマンションの空き家も増えて問題が発生しつつありますので、それを組み入れていきたいというふうに考えています。以上です。

○末永 農業センターについてです。先ほど農家が3,000から2,500って言いましたけど、実際の実数というのは本当は幾つでしょうか。

○農政課長 御指摘の実数につきましては、また先ほど3,000と申しあげましたのは、農業委員会のほうで把握している台帳上そちらが3,000軒数あるということで、実際私どもが農家さんに様々な交付金だとか連絡事項をするときに把握していますのが約2,500軒強ということで、実際にそういう連絡事項、補助金ができたとか新しい改正をしたとかという連絡事項を発送しているのが2,500軒強ということでございます。以上です。

○末永 そうすると、耕作面積は幾つでしょうか。

○農政課長 耕作面積というのは、全体ということでよろしいのでしょうか。

○末永 そうです。

○経済産業部長 市内全体で1,772ヘクタールです。

○末永 そうしたら、放置面積。

○経済産業部長 耕作放棄地の面積ですけども、現在のところちょっと古いんですけども、平成30年度の数字ですけども、50.8ヘクタールです。以上です。

○末永 どこを基準にするかちょっとあるんですが、もうちょっと正確に調べてほしいんです。調査をしてほしいんです。我孫子市は、ちゃんとパトロール隊がいて、ちゃんと車でやっていますよね。実数、30年って、今何年ですか。令和何年でしょう。それは、ちょっと駄目ですよ、それじゃ。だから、ぜひちょっと実数を調べてほしいんです。そこでお伺いします。私は、基本的に道の駅しょうなんはずっと反対してきたんです、17億もかけてやる必要ないって。もっとコンパクトにして、利用しやすいようなことをすべきだと言ってきたんです。都市農業センターが柏市の天下りと言えるかどうか分かりませんが、部長さんがあそこに行きますね、退職された後。行って農業センターがあって、そこにロータスがいて、そこに農家の方が下に入れて、利益が出るという状況になっているわけですね。そこを、ロータスを、もう農業センターをやめてロータスが受ける、私がロータスって名前を言ったのなぜかという、このロータスというのは旧沼南町の沼南地区の人たちが努力してなんだかんだってやっていますね。ここは、ちゃんと農家の人も含めて風通しのいいものにして、そしてそこが直接していく。そうすると、そこで経費の問題含めて大きく合理化、合理的なことができますよね。だから、そういうことを思い切って新しくつくったことを契機に私は改善すべきだと思うんですね。菅大臣は何か今までのあれをぶっ壊すんだと言っていますが、それをまねして言っているわけじゃないんですけど、ずっとしょうなんのあそこの管理者とロータスということをいろいろとやっていますが、私は問題があるなと思っているんですよ。そういう考えはないのかどうか、まずお答えください。部長が答えてください。

○経済産業部長 もちろんロータスのほうもありだというふうに考えています。以上です。

○末永 だよ。それで、農家が今85軒と契約って言いましたね。今の社長さん、石井さんと言われる方、ロータスね。この方でいいますと、170軒にしたいって言っているんです、2倍。売場面積やったからじゃなくて、170ぐらいの農家の人が参入しないとできない。だがしかし、沼南地区じゃ農家の人で平均もう70近くなっていると。となると生産能力がない。どんどん柏市内の人たちは農家を辞めてきている。だから、先ほど聞いたんです。耕作面積は幾つ、放置された面積は幾つだって聞いたんですけど、どんどん縮小してトラクターでうなるだけと、作物は作っていないという状況になっているときに、あの巨大な道の駅しょうなんが必要かどうか。これは、私は必要ないと見ているんですよ。だから、もしあんな建物でかいの、巨大なもの造って必要ならば、やはり農家を支援する、農家を育成するというのをしなきゃいけない。それは、具体的にどうかというと、5反農家じゃなくて、我孫子市のように2反農家にするとか、あるいは1反ずつ持って5人いたら、そのうちの代表を5反農家として認めるとか、あらゆることを知恵を出して農業をしてもらう、生産をってもらう、そして同時に作物も、キュウリなんか曲がったの売れないわけですよ、真っすぐじゃないと。真っすぐでもちょっと下のほうが太っていると駄目なわけですよ。そこでそういうB品、C品、今名古屋駅の地下で、味は同じですということで売れて、爆売れしているそうです、そういうB品、C品が。ちょっと高いらしいんですけどね。そして、有機栽培をやっていると。だから、農政課が有機栽培イコール農業の再生、そしてB品、C品も売るとなると農家をやる人はいっぱい出てくるんです。農家のA品、特級品だけを売るとなると、これはごく一部しか生産できないんですよ。そうすると採算が合わないから、農家やる人はいない。だから、そういう仕組みをちゃんと農政課が分かって、ちゃんとやっぱり取組をしなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、そういう方針はあるんでしょうか。お答えください。

○農政課長 今御指摘のそういう農家を支援する、大きくは、支援する策は、考えあるのかということですが、御指摘のとおり私どもも問題意識はございまして、例えばですけども、例に出していただいたそのB級品、C級品という形ですけども、今後は新しい棚も増えるということですから、そういうものを扱うことについてとか、あと有機栽培についても基本的にやっていらっしゃる農家もございまして。なので、あとその支援する策もいろいろあつたりします。そういうものも含めていろいろ検討はしております。新しい今後指定管理の募集する中、今後この条例がもし採決された後になりますけど、その中の提案の中でも、そういうようなものを求めていきたいというふうに考えてございまして、今農家さん85名ほど、約ですけど、出入りしているという中でもそういう声というのは問合せとしてもありますので、そういう声を十分考慮して、今後の道の駅の農産物をそろえるという観点でも、いろんな様々な策を講じて支援策に努めてまいりたいというふうに考えてお

ります。以上です。

○末永 私ロータスをやめろと言っていないです。ロータスを経営改革をする、ロータスにもっと地元の人たちの意見が反映できるような、風通しよくて経営がうまく行くようにしていく。あそこがなくなると、ほかの指定管理来ちゃったら、申し訳ないけど、沼南の農家の人はあたふたすると思いますよ、これは。そんな地域ぶっ壊しはいけないと私は思っているんですよ。だから、やっぱりロータスを甘んじるだけじゃいけないから、そこを改革させて、ちゃんとロータスを成長させていくということをしつかり行政とロータスの人たち、関係者と議論できるようにすべきだと私は思いますね。先ほど手数料云々と言いましたよね。この15%取り過ぎじゃないですか、15%。例えば農家の人が、私も農家の人とよくやりますけど、1万円の商品を入れました。20%取られるんです、ロータスに。消費税取られて10%だから、30%取られる。それに例えばブルーベリーでいいますと、箱とか袋とか入れまして、シールとか入れますと6%から8%かかる。そうすると、38%かかるんです。1万円に対して38%ですから、6,200円しか入ってこない。そりゃ農家の人やろうという人いませんよ。その半分近く金取られたら。だから、農家の人たちを助ける意味で、ここの農家の人の手数料を今柏では15%ですか、20%ですか、15%でしたよね。やっぱり15%か10%ぐらいにして絞って、そして1,000万円以上売り上げていないところは消費税要らないわけですね。消費税は、その人たちはないよって。だけど、今は消費税あるがなかろうが関係なく取られているんですよ、今は。だから、そういう区別をして小農家、露地農家なんかについてはそこをきめ細かく、生産性意欲を持たせるようなことをちゃんとしないと誰もやらないですよ、こんなの。そんな38%も取られたら。そういうことを平気で垂れ流しでずっとやっているんですよ。だから、農家は本当におてんとう様と勝負しながら厳しい労働環境の中でやっているんです。肥料は高い、農協で買うと、もうとてつもなく買えない、どこ行くか、ジョイフル行く、それでもう疲れるから、道路の草刈りできないから、ばんばん除草剤まく、その除草剤も安い、これ国の名前言っちゃいけないかもしれませんが、中国産の安いやつかけると、これダイオキシンの残る。悪循環ですよ。だから、私は有機栽培って言ったんです、有機栽培って。だから、ここのところ環境面、それから人間の健康問題、そして野菜の安価のもの含めて、総合的にやっぱりここやらないといけないんじゃないかと思うんですよ。そういうこと全く考えていないと思うんですね。だから、私そういうことについてどのように考えているのか、ちょっと部長聞きたいんです。あれがいいですか、総務省から来た方のほうがいいですか。いや、部長のほうが詳しいよね、地元沼南だから。

○経済産業部長 確かに今委員御指摘のとおり、やはり有機栽培、もちろん今若手農家進めております。ここは応援していきます。それと環境面、これについてもやはり沼南地区の農家さん、実際に高齢化が進んでおります。この辺については、やはり例えばロータスというお名前が出ていますけども、あそこに入る業者が集荷に回るとか、そういうところも考えて、よりよい品を作っていただくよう私どもも支

援してまいります。以上です。

○末永 ぜひちょっと価格を含めて、もう一回精査し直してほしいんですよ。それから、先ほど課長さんはこう言いましたね。何か芝生を、課長さんにつかかかるわけじゃないけど、芝生を作ったとか何かって。私は未来の農業者や、あるいは都市の人たちがにぎわいをするんだったら、ここに10から15ぐらいのシャワー室みたいな作って、夏は自転車で暑かったら、そこで100円コインでシャワー浴びて、シャワー浴びれるよと。合併浄化槽入れて浄化して、井戸水か何かでやればその100円で十分できるわけだから、そうしたら自転車だとか、あるいはいろんな方たちが集まってくるよな。そういう何か楽しさ、あそこ行ったらいろんなものができるよと、汗かいてもシャワー浴びて帰れるんだよというようなことが必要じゃないでしょうかね。今飛行場に行ったら、あんた、ほとんどシャワーとあれがついているんですよ、飛行機乗るとき。乗る前にそこでシャワー浴びて、飛行機乗っていけるんですからね。食事も無料というのあるんだから。だから、そういう何か本当にここはいいよと。この辺の関東一円の中では最高だよと言えるようなものにしなきゃ。芝生なんて誰も行きませんよ、そんなのは。犬、猫入れちゃいけないというんでしょう。そういうもの造ったって何もなんないでしょう。芝生刈るだけでもったいないじゃないですか、その管理費だけでも。だから、もうちょっと農業者が潤うような、そして都市の人、町の人たちも来て、ああよかったねと言えるようなものを造ることが大切じゃないかと思うんですが、そういう計画ないんでしょうか。

○農政課長 今御指摘の農業以外といいますか、来る楽しみとしてシャワー室という御提案もありましたけども、私どもシャワー室も含め、いろいろな用途を想定しております。そこ入る場所としては、既存の建物、現状道の駅があるところですけども、そこに会議室だとか各農業交流館も含めて、現在事務所も入っている部屋もございます。そういうところも含めて指定管理者の提案となっておりますので、ここについては地域特性としてはまず基本的に緑道があって、散歩する人、運動する人、マラソンする人、自転車乗る人、御指摘のとおりいらっしゃいますので、そういう方のためにシャワー室も含めた用途というのは今想定しておりますので、それも活用も含めて、今後新しい指定管理者の提案も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○末永 ちょっとあまり理解できないんです、言っていることが。もう最後になりますけど、料金の問題。やっぱり農業者の人については料金取るべきじゃないですね、これは会議やるにしても。無償にすりゃいいんですよ。北部の人はあけぼの山農業公園、南部の人たちはこの道の駅しょうなん行ったら、駐車場もあるから、そこで会議してくださいと、無償ですと。農業者の人たちが若手も老若男女問わず会議やったり、いろんなことを検討できる場所を無償とする、そしてあけぼの農業公園なんかも駐車場あるんだし、そこで使ってもいいよと、そういうことをすべきだと思いますよ。そうしなかったら自給率が37%、柏市何%だって聞いたら、答えられないんでしょう。何%ですか、柏市の自給率。全国的には37%って言われている

んですけど、柏では何%でしょうか。

○農政課長 すみません。具体的な数字は今把握してございません。

○末永 ですよね。分からないというんじや皆無に等しいでしょう。だけど、柏市民だけ自給率が高けりゃいいというもんじやありませんけど、分からんことないですよ。だけど、柏で生産しているのが何トンで、野菜が何トンで、お米が何トンで、自給率はどのくらいですというのまで農政課が把握し、そしてコントロールし、様々な運営をしていく。足りないから、その分はどこから入れようとか、このコロナでよく分かりましたよね。コロナで世界から入ってこなくなったと。一気に日本は餓死するんじゃないかと言われてたけども、加工品含めて37%が明らかになったわけですよ。だから、これから農業というのは大変重要なわけだから、そういう位置づけでちゃんとぜひやっていただきたいと思います。私は、この案件については賛成しようかなと思ったけど、先ほどから議論聞いていたら全くないなど、無策。そして、金のことばかり言っている。だから、17億もかけて造るものについて、私はこれはいかなものかと思うんで、三角です、三角。反対も賛成もしないです。三角ね。実際は反対になるけども。ちょっとこれはいただけないと私は思います。

それから、空き家についてです。空き家について、何戸あるんでしょうか。1,700世帯空き家があるというふうに聞いていたんですけど、今柏市は幾つあるんですか。

○住宅政策課長 29年度時点の調査で1,600軒ありました。毎年200軒ぐらいずつ増えていきますので、今は2,000軒を超えているというふうに思います。以上です。

○末永 2,000軒近く空き家があるということですよ。担当の方、これ年間例えば20でも30でも柏市が解体するなどについて、50万円ほど、全国やっていますよね、そういうこと。50万円やりますよ、それ以上オーバーした場合は解体するときの木材と、そういう焼却については清掃工場のキャパを考慮しながら、それは清掃工場で焼却することもありますとか、何らかの形にすると、私は大きく空き家は変わってくると思うんですよ。空き家があるということは、まちが大きく変わっていくんですよ、それは。不動産の流通もなってくる、あるいは隣の人を買ったりするし、いろんなことに波及してくるわけですね。だから、そういう施策も含めてやりながら、今回の適正化の条例っていってもこれはいいことでありますけど、ぜひ空き家について年々200ぐらいずつ増えているんだったら、その増やさないようなことを対策をしてほしいんですけど、いかがですか。

○住宅政策課長 空き家、今現状においては発生した空き家に対して、所有者を調べて所有者指導をしながら直してもらおうというのが中心になっています。ただ、それですとやっぱり増える数というのは減っていかないんで、発生抑制をどうしていくかというのは委員さんのおっしゃるとおりやっていかなければいけないと。そういった場合に、今お一人住まいの高齢の方が空き家になる可能性が高いんで、そういった方に終活をしましようというのがちょっと言葉としていいかどうかあれですけど、息子さんや娘さんと相談をしながら、将来空き家になんないよう発生抑制を勧めているというような状況です。以上です。

○末永 違う、住宅政策課さんね、そんなことしたら駄目なんですよ。相続発生するだけなの。だから、空き家空いているところを、それが呼び水じゃないけども、50万ぐらいしますから、ぜひ柏市の指定業者の皆さん、安く解体してくれませんかというように協議して解体させていけば、こことここはもうやらなきゃいけませんよぐらいやっていけば、減っていくんですよ、それは。だから、そういうことをまちづくりの一貫としてぜひやってほしいんですよ、それは。そのことが一番いいじゃないですか。昨日おとといの伊香保温泉見りゃ分かるでしょう、伊香保温泉。分かります、伊香保温泉って。空き家になって、大火事になっちゃって、旅行行ったけどみんな避難したというんでしょう。そういうことがどこでもまちで起こり得るような環境に今なっているから、私は年間たくさんつぎ込むわけにいかないだろうけど、例えば50万だったら、10戸だったら500万予算組めば少しずつ減っていくわけでしょう。だから、そういう案をぜひやってほしいと思いますので、ちょっと堅い藤田君には難しいと思うんで、副市長どう考えているか教えてください。あれ駄目なことしか言わないから。

○副市長 委員さん御指摘のとおりで、やっぱり空き家はその場の対処だけじゃなくて、発生抑制ということも大事なので、今補助がいいのか、その手の特例がいいのかちょっと検討の余地があると思いますけど、何らかのやっぱり空き家を壊す、壊して促進させるような対策もやっぱり今後必要だと思いますので、何が効果的かはしっかり検討して進めてまいりたいと思います。以上です。

○末永 分かりました。今副市長が、マンション1棟の気持ちからよく分かっていますんで、理解しましたので、よろしくお願いします。以上です。

○北村 空き家でございますして、今回長屋の空き住戸というのは、これは先ほどマンションのところに問題意識持っているということで、次年度以降調査ということで、ここの空き家、長屋にはマンションというのは入っているんですかね。

○住宅政策課長 通常マンションは共同住宅になりますので、今回の長屋とは全く違います。長屋は、2戸以上の住宅が連なっていて共用部分がないもの、要はマンションですと階段、廊下を共用している、そうすると通常は管理組合があって、管理組合がその空き住戸の責任は持ってくれる、それが区分所有法の中でのマンションだと思っています。今回の場合は長屋ですので、4戸、5戸、要は一戸建ての住宅が横に連なっているようなもので、そのうちの1戸が空き家になってしまうと、管理組合もないという状況ですので、行政側が指導を出していくというようなことを考えています。以上です。

○北村 ありがとうございます。マンションのこの空き家問題というのは、本当に私も問題意識持っていて、ぜひ調査頑張っていただきたいんですけども、マンション空き家の問題というのはどういうことを主に考えていらっしゃるのでしょうか。

○住宅政策課長 マンションの問題につきましては、最近東京都内等の事例がよくテレビで出されますけど、空きマンションが増えて所有者が分からないと共益費をもらえないんで、共益費が足りなくなる、修繕積立金も払ってくれない、そういつ

たことがあって、そのマンション自体の価値が下がっていくというのが一番の問題だと思います。空家特措法の中にマンションというのは前提がないものではありませんけど、マンション自体も空き住戸を調べながら早めの対策を打っていく、それはマンション管理士会とも協議をしながら今現在進めているというような状態です。以上です。

○北村 おっしゃるとおり今維持修繕費とか様々あって、やっぱり空き家だとそういうのが出てこないから、やっぱり築年数がたったマンションなどはなかなかそういう耐震とか、いろんな問題が出てくるというのが特に大きな問題であると思うんです。台風などでその地域一帯がすさまじい勢力の台風、暴風雨などで瓦飛んだりとか傷むということはこれはもう明らかなことで、今後そういうことが増える、大きな台風が来たり、暴風雨が来るということは予想できることなんですけど、そこでお聞きしたいのが、長屋だったりマンションの傷み、特定空家になる前のいろいろな程度はあると思うんですけども、どういうふうに例えば台風が来たらいきなり特定空家になるかどうかは分からないんですけども、やっぱり段階というのがあると思うんです。だから、空き家だったりマンションがどういう傷み方するかは分かりませんが、即時制をもってどういうふうに判断していくのか。意味分かりますかね。ちょっと言っている意味が分からないのであれば、分からないと言ってほしいんですけども、そこら辺のどういうふうに即時制を持って特定空家と判断していくか、さらに加えて……いいです。取りあえずそこまで質問お願いします。

○住宅政策課長 一戸建ての住宅等につきましては、空家特措法の位置づけがありまして、特定空家の状態というのが明確に決まっています。4点ほどありまして、そのまま放置すれば倒壊のおそれがある、衛生上有害、適切な管理が行われないことによって景観が損なわれている、それと4つ目が生活環境を保全するために放置しては不適切、その4つに該当すれば特定空家ということになります。一方で、マンションにつきましては空家特措法の対象にはなっておりませんので、特定空家に該当するしないの判断というのは今のところはないです。ただし、将来的に問題になるのが目に見えるんで、そうならないように先手を打っておく必要があるというふうに考えているところです。以上です。

○北村 まさにそのとおりだと思いますし、やっぱり該当、今4つの該当というのがあったと思うけども、それをじゃ誰がどういうふうに、例えば台風とか今申し上げましたけども、判断して行って、即時に専門工事事業者とかに工事依頼したりとか、やっぱりそういうのはスピード感を求められるし、その判断も求められると思うので、ちょっとそこをお聞きしたかったというのが今の質問の趣旨でございます。あわせて、空き家、マンションにしても、長屋にしても、ここが空き家だというふうに判断していくのは、どういうふうにしていけば判断できるものなんでしょうか、併せてお願いします。

○委員長 2つありますけど、どうぞ。

○住宅政策課長 今の空き家の判断ですけど、当初調査したときには水道の開栓状

況、開栓状況というか閉栓状況ですね。1年以上使っていない建物のリストアップをしてもらって、それを職員が現況調査をして空き家だというふうな、空き家か否かの判断をしているというような状況です。それと、もう一つが何でしたっけ。すみません。

○北村 今あれですよ、空き家をどういうふうに把握していくかっていうところ。

○委員長 その1点でいいですか。

○北村 そうですね。あとちょっともう一点、度忘れしましてごめんなさい。

○委員長 一問一答でやってくださいね。

○北村 はい、すみません。あと、その空き家というのは私前本会議でも申し上げたけども、ただ民間市場に流していくということは、これは賛否両論ありますけど、私は必ずしもそれだけが策ではないというふうに考えております。やっぱりいろんな土地や建物が所有者が外国人になったり、相続があったらなかなか追えなくなるというような現状も世の中にはやっぱりあるし、そういうときに私が考えるのは、例えば福祉だったり、災害の建物なり、土地としてこういうふうにするという意思を持って、行政がその土地を買い取っていったり管理していく、これランドバンクとか、いろいろ言われ方もしますが、こういうところがあってもいいと思うんですね。最後にそこちょっとお願いします、認識を。

○住宅政策課長 今のお話は、先ほどすみません。ちょっと答弁できなくてすみませんでした。今のお話は、流通だけではなくて活用も図ったほうがいいというようなお話だと思います。実際に空き家が発生した場合に、何らかの形でほかの用途に使えないかどうか、それはどうにかほかに活用する方法がないか、それは新しくできた課のほうで多少検討は進めているという状況です。あとは、基本的に先ほど外国人の方云々というお話がありましたけど、流通をさせないと空き家対策は成り立っていかないと思います。相続を確定させて買ってもらう人を探して流通して、次の所有者がその土地を活用していくということが必要だというふうに思っています。以上です。

○北村 もちろん流通をさせないといけないというのは分かるんですけども、やはり市場の論理とかだと、やっぱり高く売る、そのお金のところにやっぱり業者は行き着くんですよ。私が言っているのは、公共的な災害とか対策の土地、建物だったり、福祉だったり、そういう意図を持ってやる必要があるんじゃないかという意味で基本的には流通して、やっぱりお金をもうけたい、そういう関わる人たちは思いますよね、一円でも高く売りたいと。私が申し上げたのはそういう意図でございます。以上です。

○田中 端的に終わります。議案第4号の空き家の件で、特定空家50戸ぐらいあるというお話でしたけども、この50戸の所有者は全て分かっているのかということと、連絡がつけられるのかというその辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○住宅政策課長 今特定空家に該当するようなもので、所有者が分からないものがほとんどです。分からないといえますか、連絡が取れない。逆に言えば、連絡が取

ればその特定空家は打開されるというような状況になっています。以上です。

○田中 非常に厳しいですね。これから明日も何か台風来るとかというところで、やはり被害を及ぼす可能性の高い特定空家というのは、先ほど市の職員がやるしかないというようなお話でしたけども、なかなか50戸がほとんどが連絡がつかないという現状で、そこを今後どうしていくかというところですね、課題というのは。何か考えありますか、将来的な。

○住宅政策課長 空き家が改善しない理由の一番大きなところは、相続が確定しないという状況です。例えば遠い親戚が法定相続人になっている場合なんかは、相続を放棄されてしまうということになりますので、その相続の部分で、国のほうの法改正等があると進めやすいというふうに考えるところです。ちょっと消極的ではありますが、通知を送って相手が相続放棄をしてしまうと、もうそれ以上相手に責任を問えないというのが一番の課題というふうに認識をしているところです。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第3号、柏市都市農業センター条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第4号、柏市空家等適正管理条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で……副市長、どうぞ。

○副市長 先ほど林委員さんから御質問のありました公共施設の情報等について、民間の地図情報会社への情報をどのように提供しているかということについてちょっと御答弁させていただきます。確認できた中では、結論から言いますと、行政のほうからそういう民間の地図情報会社のほうに特に提供はしていないということでございます。例えば地図会社というと、ゼンリンとかグーグルとかあるかと思いますが、そういったところについては自らが情報を取りに来て情報を入れているということでございます。ただ、先ほど御指摘あったように漏れているということもありますので、今後についてはそういった会社とどのように速やかに掲載できるかどうかについて、確認はしてみたいと思っております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

まず、請願第1区分、請願15号、タクシーの特性を生かした政策の推進についての主旨2を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、まず伺いたいですけれども、この請願の主旨としては、これまでも審議会などで話されてきたことだと思えます。直近の地域公共交通部会の議事録読むと、公共交通空白不便地域の対応については、アンケートの集計結果を次回10月1日の部会で示して、優先対応エリアの確定に向けた検討を進め、その後は実証実験を行う地域と地域協議会設立に向けた調整を進めていくというふうになっています。請願者は、この審議会の委員でもあり、状況は分かっている上で請願をされていると私は思うんですけれども、現在の検討状況について、ざっくりでいいので、お示しいただけますか。

○交通政策課長 公共交通の空白不便地域につきましては、今現在市内に11か所ございまして、そのうち4か所を先行して地域に入って調査をしまっているところを進めております。なかなかコロナの関係もありまして、特に年度初ぐらいは緊急事態宣言の話もありまして、なかなかまだヒアリングはできていない状況ですが、先行してアンケートを実施いたしました。今そのアンケートの集計中ございまして、それをもって今後地域のほうにヒアリングに入っていくといったことを予定しております。その中で、地域の中で、やはり緊急度が高いような、今でもやはりそういう公共交通の足が欲しいという、そういった需要の高いところを中心に洗い出して、そういったところを先行して公共交通、新たな交通を導入することを検討を進めていけたらいいのかなというふうに考えております。以上でございます。

○林 それでは、今アンケート集計中ということなんですけれども、10月1日の時点ではこのエリア4か所というのがもう皆さんに示されるんでしょうか。

○交通政策課長 4地域につきましては、既に御提示させていただいております。具体的には布施周辺エリア、松ヶ崎エリア、永楽台周辺のエリア、西山周辺エリア、この4つですね。これを今アンケートを実施しております。以上でございます。

○林 それでは、カシワニクルとかのちょっと状況についてお聞きしたいんですけれども、カシワニクル今運営されていて、予約をお断りすることってあるんですか。

○交通政策課長 現在お断りをするという状況ではございません。御予約受けた部分につきましては、全て乗っていただいているという状況でございます。以上です。

○林 この事業は、そもそも乗合タクシーというところだったと思うんですけれども、実際にはあまり乗り合いがされていないんじゃないかと聞いています。今乗り合いというのは、どれぐらいされているんですか。

○交通政策課長 乗り合い率、おおむね1.2となっております。以上でございます。

○林 1.2というのは何ですか。パーセントですか。

○交通政策課長 1.2人乗っているということです。1台に2人乗れば2.0になります。

○林 じゃ、ほぼ1人というふうに考えればいいんですかね。カシワニクルの昨年度の利用状況とか以前も見たんですけれど、やはりコロナの影響で2月と3月の利用数が前年度よりも大分減っているようなんですけれど、4月以降の利用数は下がったままですか。

○交通政策課長 カシワニクルの利用数につきましては、4月が4割減ぐらいで、かなり落ち込んでおりました。8月になりまして、今21%ぐらいです。約2割減ですね。2割減の状態です。昨年度比で2割減という形です。以上です。

○林 乗り合いジャンボタクシーのほうもやはり2月、3月の利用数は前年度より減っていたんですけれど、4月以降どうですか。

○交通政策課長 ジャンボタクシーにつきましては、4月で74%減、8月になりまして49%減というところまで今盛り返している状況です。

○林 なかなか状況が厳しいと思います。でも、コロナの前で考えると、乗り合いジャンボタクシーの利用者は割と横ばいだったと思います。カシワニクルの利用は年々増えて、割と認知度が上がってきているのかなという印象を持っているんです。ジャンボタクシーの利用率が低い場所の路線を変更して、代わりにカシワニクルのエリアを広げるような話もあったと思うんですけれど、今後はどうなっていますか。

○交通政策課長 おっしゃるとおりでございます。今カシワニクルのエリア拡大に向けた手続を進めているところでございます。国交省の関東運輸のほうに今手続のほうを出しておりまして、その認可が下りましたらカシワニクルのエリアの拡大というのを今進めていく予定でございます。以上です。

○林 審議会の中では、その交通事業者側の意見として、高柳駅をエリアに入れてほしくないという声もあったんですけれど、市民の要望としては高柳駅を入れてほしいという声があるんでしょうか。

○交通政策課長 具体的に高柳駅を入れてくださいという御要望はいただいておりません。以上でございます。

○林 今回の請願なんですけれど、交通不便地域への対策として実施している交通施策の充実と、あとタクシー施策の検討ということで、特に反対する理由はないため賛成しようと思っております。以上です。

○末永 これは、何を言いたいのか、タクシー会社が。不便地域を自分たちが、乗り合いタクシーとか、そういうのやりたいから、補助金よこせって言っているの。何を言いたいのか。私は、何でそういうこと言っているかということ、自動車配車アプリ、ウーバーで、それに反対していますよね、タクシー業界は反対している。もっとそういうことも、世界的にはウーバー方式で、もうどこの世界でもやっています。日本ぐらいのもんだよね、タクシー業界反対して、これは国交省が認めていないと

いうのは。それが全てと私思わないけど、やっぱり不便地域についてどう参入して、どう利用者に利便性するかというのは、やっぱり安価で、安全で、そして親切で、そして遠回りなんかしないで機敏に行ってくれる。ウーバーというのは経路を規制されて、そこにしか行かないわけだよね。遠回りしたり、金を上げたりしない、幾らって決まっているもん。そういう努力をタクシー協会がこぞってやって、そして税金も少し投入してくれというんだったら分かりやすいから、分かるんだよ。何かもっともらしいこと書いているよね。不便地域対策に寄与する施策にしろって、何言っているのかというの、それは。何を言いたいのかって、自分たち自ら考えることじゃないか、私は思うんだよ。だったら、ウーバーみたいにやれば、反対しないでやればいいでしょう。反対しているんだから。反対しているからできないんだから。だから企業内でどうあるべきかというのを求めて、何を言いたいの、この人たちは。

○委員長 請願主旨の内容について答えられますか。

○交通政策課長 公共交通の空白不便地域、特に柏市内なんですけど、やはり道路事情がかなりやっぱりよくなくて大型のバスが入れないとか、そういった小回りの利く公共交通ということでタクシーが有効だろうということだと思っております。ですので、そういった一番ドア・ツー・ドアでいけるような、また一番小さい車両を使った公共交通ということで、そういったものを活用して空白不便地域の解消に少しでも役立てるように検討をしてほしいということなのかなという理解です。

○末永 そうすると、消費者からいったら、高いから乗れないのよ、高いから。そうでしょう。私のところから北柏は2キロちょっとしか離れていないんだけど、1,600円取るんだよ。そんなしょっちゅう乗れないでしょう、そんなのは。だから、もうちょっとウーバーのような形をして安価にする、それに対して行政も、不便地域だから補助をしますよというんだったら分かりやすいよね、それは。そういう主旨で書いているんだったらいいけど、もっともらしいこと書いてあるけど、交通不便地域対策に寄与する施策にしてほしい、どういうことなのかって言いたいんだけど、それは。高い金でタクシーで利用しろって言っているのか。そういう何かもっともらしいこと書かないで、これじゃ反対できないよね。寄与するなんていうことに反対したら。反対できない。反対できないけど、何を言いたいのかというんだよ、タクシー会社の人たちが。これ代表でしょう、協会の。だから、自らがやっぱり努力しないと駄目だと思うんだよ。そして、庶民に分かりやすい、市民に分かりやすい、利用しやすいこと、安全になること、何か賛成するだろうと思って出されたって、これよく聞きたいんだけど、塚本竜太郎君と山田一ーさんに。何を言っているんだというんです、これ。だから、どんなことを想定しているのかというの。どんなこと想定しているの、この人たちは。

○交通政策課長 今既存のジャンボタクシーとかカシワニクル、こちらについてはタクシー事業者に運営を担っていただいているという状況でございます。ですので、空白不便地域のこれから新しいところにそういった事業を展開するということにな

ったときには、やはりタクシー事業者の力を借りないとなかなかそういう運行というのは難しい状況でございますので、そういったところで、こういった導入については検討してほしいということかなと思っております。

○末永 違う。全く変なこと言っているね。これジャンボタクシーとか、こういうものはどこが参入するかというのは整備工がなけりゃいけないから、誰でも参入できないんですよ。一番市民が含めて参入しているのは桐生市。これは前橋かどっかの大学と提携して、19キロ以下で走った場合は、これは乗り合いで規制が全くないんですよ。ただし、壁を作っちゃいけない。だから、ビニール貼ってありますよ。私見に行ってきたんだから、わざわざ。そういうふうにして規制のないものにすれば、19キロ以下で松戸もやっていますかね。19キロ以下で走れば、どこでも走れるんだよ。ただし、これ市民団体でもできるんだよ、19キロ以下だったら、許可出るんだから。だから、タクシー会社のそういうものについて、ちゃんと参入して安全対策やればいいんです。それ以上の場合は、車庫と整備工が必要なんですよ。だから、バス会社とかタクシー会社しか参入できないんです、これは。そこで国交省がどうしたかという、19キロ以下だったらいいよって言っているんですよ。だから、あなた交通政策課でやるなら、こういうものについて、ウーバーの関係だとか、あるいは19キロ以下の場合どうなるかとか、タクシー会社でもそういうことできないかどうか、業者として。車は市が買うから、運営してくれないかとか、そういう具体的市民の交通不便地域の人たちに利便性のあることを協議することが大事じゃないのか。不便地域の人はどうしているかといったら、どうしているのか。今どういう状況なの。歩けというのか、自転車で行けというのか、それともじっと閉じ籠もっておけと言っているのか、役所は。どうなの。

○交通政策課長 今空白不便地域の方、やはり多いのは自家用車を使っている方が非常に多い状況でございます。大体全体の6割から8割ぐらいが多分自家用車でやっていると思います。そのほかですと、自転車であるとか徒歩とかいうところなんですけど、なかなか商店とか病院が遠いところについては、どうしても車に頼らざるを得ないというところで、御自身で運転できない場合は家族に送迎してもらおうとか、そんなことでやりくりされていらっしゃるかと思います。

○末永 だから、何を求めて、何を足の確保で、公共交通がない不便地域は何を求めているのか、市民が。お買物なのか、食料を買いたいなのか、あるいは散髪とかいろいろ行きたいのか、余暇を利用したいのか何なのか、そういうのをきちっとあなた方が対策をして、聞いて、それに対応すりゃいいでしょう。例えば逆説言うならば、商店がないといったらそこに地方のように車で販売回ればいいわけでしょう。今生協なんかやっていますよね。助かっている、みんな。たまにその散髪か何か行きたいといったら、そういう人もどこか連れてきて、場所決めて、空き家か何か指定して、そこでパーマができるようにすればいいでしょう、それは。タクシー会社頼らなくてもできるじゃないですか。だから、この方たちが、協会の人たちが、これは反対しないんだったら別だよ。反対していないんだったら分からないことない

んだけど、片やウーバーなんか反対して、何か締めつけられるから駄目だと言っているんでしょう。そこと共存共栄しながら、なおかつタクシー会社も繁栄できるようなことを行政と業界と市民のニーズと、きちんと答えられるようなことをすべきじゃないのか。何言っているかさっぱり分かんないよ、この人たち。こんなことは、自分の都合の悪いところは駄目って言いながらよ。何か税金くれって言っているのかなと思ったら、そうじゃないのか。そうじゃないのね。どういうことなのか。

○交通政策課長 いずれにしろ新しい交通入れる際は受益者負担ということで、乗られる方のお金、運賃ですか、それとあと、それで民間事業として採算が取れないというところも、それがゆえに民間の交通事業者が参入していないかと思しますので、そうしたところについては行政のほうでの費用負担といったのは必要なのかなというふうに考えております。

○末永 担当課さん、もうちょっと具体的に、本当に市民は出歩くことできない、外に出れない、足がない、買物も行けないといったら買物の対策を考える、あるいは不便地域の人が乗合タクシーで月に1回か2回は、割引券を要請すればあげますから、タクシー会社に払ってくださいと、最寄りの駅までだったら1,000円だったら500円券をあげますと、タクシー乗ってくださいとか、そういう具体的なこと、あるいは高齢者サービスについてとか買物については、宅配についてもタクシー使ってもいいようになりましたよね、今度は国が。それも使ってください。だけど、それを使う場合は普通2,000円かかるところを1,000円とか500円でできますよとか、それを柏市が補助しますよと、何件までとか。そういう具体的なことあっても私はいいと思うんですよ。そういうこと言っているのかと思うと、交通不便地域に寄与する施策でしょうって、自分たちが寄与しろって言いたいんだ、俺は、それは自分たちがまず。こういうふうに俺たちはやっているんだから、こういうふうにしてくれというんだったら分かるけど、何言っているかさっぱり分かんないんだけど、私には。分かるように請願してほしいんだけど。以上です。

○委員長 ここで副委員長と交代します。

○平野 今日請願者と、あるいはその紹介議員の方もいらしていないので聞けない部分かもしれないんですけども、この請願の主旨2の部分は、コミュニティバスのことについて私も言ったことあると思うんですけども、岐阜市の場合はタクシー会社がコミュニティバスの事業を地域の協議会と契約結んで、タクシー会社が受けてマイクロバスを運行しているんですね。そういうことも含めての内容なのかなと今はっきりしないんですけども、マイクロバスによるコミュニティバスじゃなくて、タクシーを使ってくれということを行っているのか、あるいはタクシー会社として、そういうことも含めて施策について検討してほしいということなのか、その辺は何か分かりますかね。分かる方がいれば。

○土木部長 この請願の主旨に関しましては、ちょっと前向きに捉えていまして、いろんな今交通不便地域で、その場その場でいろんな道路の問題だったり、いろいろあると思います。それで、それによってタクシー会社も協力いたしますよという

主旨でうちのほう捉えたということなのですが、実際先ほどいろんな意見があって、どうということやりたいのかというのは、また今後交通不便地域を解消する手段いろいろありますから、それについてこういうタクシー会社さんでもそれを担っていただけなのか、そういうのを相談していく、それに協力する意思はありますよという主旨で私のほうは捉えています。以上です。

○平野 柏地区タクシー運営委員会ということなので、あるいは柏市内のタクシー業界のまとまりであれば、私たちは個別のタクシー会社じゃなくても、そういう団体で別会社なりつくって、そのコミュニティバスの運行について私たちが名乗り上げるよということであれば大いに結構だなというふうに思うんですよね。そんなことです。以上。

○末永 そうということなのか。

○平野 いや、分からない。

○日暮 私もこれを伺ったとき、今平野委員がおっしゃったようなことは思っていました。タクシー業界もこれからの柏市の中で交通不便地域の解消に協力していきたいと、そういう姿勢があって、今はジャンボタクシーとカシワニクルありますけど、こういう運行のコースをさらに広げてほしい、我々も協力すると、そういう姿勢というふうに私は解釈しております。以上です。

○末永 そうしたらこの人、出す前に、柏市のタクシー運営委員会としても、寄与すると同時に具体的に協力いたしますと言うんだったら分かるよ。これは、何だか、何言っているのかさっぱり分かんないもん。協力することは一致しているよというけども、解決に向けるために路線バスと並行しているところのタクシーが不便地域に寄与するって、安くするから乗ってくれ、そしてなおかつ市も補助してほしいというんだったら分かるよ。寄与するというんだったら、どうということなのかって聞いているのよ。分かんねえじゃん、そんなの。寄与するって、金は高いけども乗れって言っているのか。どういうふうに言っているのか。訳分からんような文章なんか議会に出さないでくれって言ってくれよ、そんなの。駄目だよ。

○委員長 請願の趣旨については、積極的に前向きにその交通不便地域対策に寄与する施策をつくってほしいということと、今それぞれの方が言ったように、それに対してタクシー運営委員会としてもそれに寄与したいという趣旨であろうということですね。積極的な役割を果たしたいということですよ。そういうこととしてでよろしいでしょうか。——それでは、この請願の15号、主旨2については質疑を最終いたしましたして、これから採決いたします。

○委員長 請願15号、主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願第2区分、請願21号、柏市中小企業支援給付金拡充についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○林 柏市中小企業支援給付金については、遅れて影響が出る事業者への救済が必要ではないかと6月議会のときから指摘していました。国の持続化給付金とか県の中小企業再建支援金とかも12月までとか1月までとかになっていますし、先ほど補正予算の審議のところでも聞いたんですけれど、商店街街路灯の維持費用の支援を10分の10まで拡大するとか、あと中小企業資金融資制度の支援対象拡大も、これも12月までというふうに決まっていますよね。そういう本市のほかの施策との整合性という意味でも、12月までを対象にすることが私は適当だと考えています。あくまで、これ何回も指摘したんですけれど、あくまで7月末までを対象としている現在の方向性に至った経緯というのをまずお示しいただきたいと思います。

○理事兼商工振興課長 今回柏市中小企業支援給付金というものの制度を創設した経緯といたしましては、緊急事態宣言に伴いまして新型コロナウイルス感染拡大による売上げ減等に悩む市内事業者に対して、まず臨時的に給付金という形で支援をさせていただくということで事業継続性を高めていくということを目指したものでございます。こちらにつきまして、7月末までということにさせていただいて、申請期限については8月末までということにさせていただいた経緯につきましては、当時御指摘のとおり、県の中小企業再建支援金、こちらにつきましてもやはり7月までの売上げに対して8月までの申請期間ということになっていたことに合わせたものでございます。より多くの事業者を支援するために、売上げ減少割合につきましては、柏市の場合は20%以上ということにさせていただいたところでございます。今回9月議会におきまして、県がこの制度の拡充、延長というものを現在検討しているというふうにお伺いしておりますが、柏市につきましては新しい生活様式、それから新しいビジネスの展開、業種の転換等に取り組む事業者支援ということを行いつつ、一方でこれまでのような形で全事業者に関して一律の給付金ということよりも業種、業態、経営環境に応じて、引き続き厳しい状況に置かれている事業者に対して例えば売上げ減少が数か月にわたり減少している等により、コロナの影響を引きずっているような業種への支援、こういったようなものを市内事業者の経営状況を把握しつつ検討してまいりたいということから、現行の一律の給付金については申請期限の延長を行わないという決定をしたものでございます。以上です。

○林 それでなんですけれど、先ほど補正予算で出ましたとおり、チャレンジ支援補助金のほうは複数の事業者と一緒に考えないと該当しませんし、中小企業資金融

資制度についてはあくまで融資なんですよね。中小企業支援給付金、その20万円がもらえるかもしれないというところの収入減少が8月以降になってしまったところは、やはりすごく悔しい思いをするんじゃないかなと思うんですね。例えば私も家を昨年建てたんですけれど、設計士に依頼し始めたのが3月で、実際に設計してもらって家が建って、引渡しの際に始めて設計士に設計料を支払う、それが12月だったんですよ。なので、5月、6月のお客さんがゼロだった設計士なんかは、やはり来年の今頃どんだけ収入が減っているのかというのがすごく心配されていて、それがたとえ少数派だったとしてもすぐに影響が来ないという、後から影響が来るといところが、やはりその給付金、ほかの方が、すぐに影響が出たところには給付金があって、後から影響が出たところには給付金がないという状況というのはちょっと残念だなと思っています。これまで申込み状況についてはどうなっていますか。

○理事兼商工振興課長 8月31日までの申請状況でございますが、補正予算で御審議いただいた際の申請見込み数は8,600件に対して申請数は8,300件、申請率といたしまして96.5%となっております。以上です。

○林 そうなると、かなりの割合の方が今回給付を受けられたと思うんです。そうなると、逆に延長を望む対象者は少ないんじゃないかと思うんですけれど、少ないからこそ本市にとっては影響金額が、12月まで延ばしたところで影響金額がそんなに多くならないんじゃないかと思うんです。この辺いかがですか。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおり今後申請してくる事業者の数については、それほど多くないのではないかと、おおむね対象となる事業者については御申請いただいたのではないかと考えております。一方で、現行の中小企業支援給付金を実施していく中で、例えば売上げが、一律支給ということでもございましたので、給付金額については売上げの状況によって異なるということがないような形にはなっておりますが、一方で大きく困っている方、売上げの減少の大きい方であろうと20%ぎりぎりの方であろうとも、一律20万円というような給付方法でありますとか、たまたま去年と今年で売上げが落ちている、コロナの影響関係なく落ちているというような事業者がたまたま対象となるような事例というものも一定要件の下でございましたので、やむを得ないとは思っているんですけれども、そういったことはなくして、実質的に困っている中小企業の事業者、こういったものを継続的に支援するためにはどういった方法がいいのかということを改めて制度として検討していきたいと考えております。以上です。

○林 やはり、じゃ現に期間の延長を求める声というのがこうして出てきているのであれば、私は真摯に受け止めるべきだと思います。あわせて、今おっしゃったようにそのほかの支援方法もしっかり考えていただければいいかなと思います。請願者の意向を酌んで延長が行われるように私は賛成いたしますが、委員の皆さんも賛成いただけるようお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 請願21号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

○委員長 それでは、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○道路サービス事務所長 私のほうから専決処分について3件御説明させていただきます。

御説明しますのは、4の示談の締結及び損害賠償の額の決定のうち、4番と7番、8番の3件でございますが、全て一連の事故に関するものでございますので、併せて御報告させていただければと思います。

まず、事故の概要ですが、事故の発生は令和2年4月13日月曜日午前10時47分頃、天候は雨でございました。道路サービス事務所の職員が運転します庁用自動車、オレンジ色のダンプトラックが国道16号線を千葉方面へ直進中に柏市柏211番4の地点で、前方にて停車中の白の軽自動車に追突してしまいました。その後追突された軽自動車はその衝撃により左前方のガードパイプに衝突してしまいました。次に、示談の締結及び損害賠償の額についてですが、この事故により追突された軽自動車の運転手、松戸市在住のGさんが左下腿部と前胸部を負傷しました。その治療などに関わるものが4番の令和2年8月12日に示談となりました4万880円になります。また、ガードパイプの補修に関わるものが7番の50万9,300円になりまして、国土交通省とは（何事か呼ぶ者あり）専決処分の報告についてに……

○委員長 どうぞ、続けてください。

○道路サービス事務所長 また、ガードパイプの補修に関わるものが7番の50万9,300円になりまして、国土交通省とは令和2年8月の20日に示談となりました。また、追突された軽自動車の修理などに関わるものが8番の52万4,450円になりまして、京葉住設株式会社とは令和2年8月の25日に示談となりました。このほかに追突された軽自動車には同乗者が1名おりまして、この方は頸部と左肩関節を捻挫しまし

て、現在も治療中でございます。今回このような事故により、柏市及び市民の方々には多大な損害と御迷惑をおかけしてしまいましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長 報告は以上ですか。

○道路サービス事務所長 続きがございまして、事故の原因としましては、職員の不注意によるものと考えております。再発防止のため、講習会や安全衛生懇談会などを活用しまして、安全運転の啓発に努めるとともに、各車両に設置しましたドライブレコーダーを活用し、職員の安全意識の向上を図っていきたいと思います。なお、今回の専決処分につきましては、物損に関わるもの2件と人身に関わるものを1件報告させていただきました。本来であれば、原則1事故1示談の締結をするところでございますが、これは残り1件の示談がまだ未定であること、また今回の3件は示談の相手方や損害状況も異なりまして、相手方からも早期の解決を望んでいたことから、行政課と協議しまして、合理的な理由があると判断し、複数の示談書を締結することといたしました。また、損害賠償額については、柏市が加入します全国市有物件災害共済会で審査していただいております。報告は以上です。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。——なければ、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○委員長 ここで建設経済委員長として、私から執行部の皆さんに要請がございます。柏市で進められている重要な事業について、建設経済委員会への情報提供をさらに積極的に行っていただきたいということです。今議会の議案質疑並びに一般質問においても、例えば北部整備事業の進捗状況をお示しく下さい、あるいは柏駅西口北地区再開発事業の概要をお示しいただきたいというような質問がありました。いずれも大事な質問なんですけれども、一方で柏市が総合計画で重点事業と位置づけていながら、財政面でも巨額の支出がされる事業であるにもかかわらず、議会への情報提供があまりにも少ないことを示しているのではないかというふうに思います。そこで、建設経済委員会が所管する分野のうち、以下の事業についてはおおよそ議会と議会の間、3か月に1度ぐらいの目途で事業の概要、事業の進捗状況と今後のスケジュール、課題などについて事業ごとに資料を提出、提供いただきたいと思います。私からは、大室東地区を含む北部整備事業、柏駅西口北地区再開発事業、柏公設市場の再整備計画、それから今も議題となりましたコミュニティバスを含む公共交通政策、この4つの分野を挙げたいと思うんですが、これ以外に委員の皆さんで委員会に定期的なとか、情報提供を求めたいというテーマがございましたら意見をいただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○日暮 今委員長のほうから執行部に要請がありましたけど、そのことについては副委員長と相談の上なさったんでしょうか。

○委員長 いえ、これは委員長としての要請です。

○日暮 できましたら、副委員長と相談するなり、また事前に各委員に意見を伺ってから、このようなことは要請していただければ幸いに思います。

○委員長 私建設経済委員会の委員長に選出されました。それで、この間の議会と執行部の関係、それ見たときに、この議会のルールとか、あるいは議会運営のルールとか、そういう問題の大前提といいますかね、議会と執行部の関係のイロハのイのところがこの情報提供だと思うんですね。ですから、これは要請です。ですから、委員長として皆さんに要請させていただきます。

○末永 私は、とてもいいことだと思いますよ。相談することも必要ですけど、議会が発言を制限してみたり、あるいは何か言っちゃいけないことを言っているというふうにしたりするんじゃないかと、委員会だから、もっと様々なことを議論する、資料提供をもらう、我々はチェック機関だから、きちんとやることを、本来議員としての任務を果たすことが大事だと思いますね。協議することも大切でしょう。だけど、私最初の委員会、平野委員長になったときに、そういうことやってちょうだいと、市民はコロナで苦しんでいるのもあるから、しっかりやってちょうだいということで、それは皆さんも異論なく承認したわけですから、ぜひ積極的にやっていただきたいと思いますね。今までは全くないんだから、どんどんやってチェックをするという姿勢こそが、執行部との緊張感が生まれて、いいまちづくりになるんですから、もっとしっかりやっていただきたいなと思います。以上です。

○後藤 反対はしませんけど、やっぱり私も副委員長という役割をいただいているわけですから、事前に御相談なりいただきましたかったと思います。質問されるとき、私も委員長の代わりとしてさばくこともしますし、ぜひそういうことをされる前には事前に御相談いただきましたかったと、そういうふうに思います。

○林 私も1点補足させていただきたいんですけど、私はやはり柏駅西口北地区再開発事業がすごく気になります。総事業費が1,200億円で、本市の支出だけでも200億円弱があるんじゃないかと考えるとすごい大きな事業で、先日地権者への説明会だけでなく、地域住民への説明会も行われたにもかかわらず、議会にはその説明会程度の資料も示されていないことはやはり問題じゃないかなとかねがね思っていました。これは議会軽視だし、市民軽視だなと思っています。私たち建設経済委員会は、市内の建設経済に関わる事業の進捗をやはり把握する必要があるんじゃないかと思っています。以前は、定期的に準備組合のニュースが建設経済委員会の委員に配付されていたこともあったと聞いています。これもぜひ再開していただきたいと思っています。以上です。

○日暮 私が言ったのは、情報の提供を控えていただきたいとか、議論を控えるとかじゃなくて、やはり委員会の中の委員の意思疎通を図るためにも、事前に委員全員の意見を伺った上、そしてさらにできるならば副委員長とも相談しながら、こういうことをやっていただければいいので、私は、これは私の意見ですから、違う意見の方がいても結構です。これは私の意見です。

○上橋 副委員長とお諮りされることは必要だと思いますけど、この場で諮る必要

はありません。ただ、こういうことは委員長、副委員長で協議して進めていただければ結構だと思います。

○委員長 私からの要請です。これは、賛成か反対かということじゃなくて、やっぱり議会で審議するに当たっての大前提というのが、やっぱりできる限り執行部が持っている情報については議会に提供いただくということだというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○北村 私も大変波紋を呼んでしまった委員長、副委員長を選ぶという選挙において選ばせていただいたんですけども、今言っていたやはり情報を、事実を基に我々チェックをしていくということは、まさにそうだと思います。全ての情報を、もちろん細かいところを出すというのは行政としても難しいと思います。私が考えるには、一般質問なりでそれぞれの議員がいろんな時間を持って質問をしていくときに、前段の情報としてそれぞれ情報をもろうときあるじゃないですか。ああいう情報は個別にももらってもいいと思うけども、大きな分野、建設経済委員会に関わることをいただくというところは私は当然あってしかるべきだし、小まめに出していただきたい。日暮委員のおっしゃったような、ある程度みんなで意思疎通を図りながらやっていくというのも理解するところではありますが、委員長、副委員長でそれはぜひ采配を振るっていただきたいと思いますし、委員長の要請も正面から受けていただければと思います。よろしくをお願いします。

○後藤 私は副委員長として反対しませんので、このことに関しては。相談してください、まず。

○委員長 それでは、そういうことでよろしくお願ひいたします。では、執行部の皆様、副市長、部長を含む皆さん、退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査の項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

前回の委員会でコロナ禍で苦境にある地元の事業関係者から話を聞きたい旨の発言がございました。委員長としては、閉会中に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、カレンダーを配付いたします。この新型コロナの影響が長引くと

も言われていますし、それから今大変、今の審査の中でも地元業者の苦境というのがあるので、早いほうがいいというふうに思います。それで、できれば10月の22、26、28、29、30って、10月の中でできればいいなと思うんですが、どこか決めることができますかね。

〔協 議〕

○委員長 それでは、閉会中の委員会の開催については、今決まったとおり10月30日午後1時30分からここで行いたいと思います。

なお、詳細については後日御連絡申し上げることといたしますが、急遽欠席する場合は事務局まで御連絡ください。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 4時56分閉会